

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後				改正前			
引用の法令番号一覧表				引用の法令番号一覧表			
索引	法令名	法令番号		索引	法令名	法令番号	
し	<u>事業性融資の推進等に関する法律</u>	令和6年法律第52号		し	(新設)	(新設)	
	(省略)	(省略)			(同左)	(同左)	
た	(省略)	(省略)		た	(同左)	(同左)	
	<u>大麻草の栽培の規制に関する法律</u>	昭和23年法律第124号			<u>大麻取締法</u>	昭和23年法律第124号	
	(省略)	(省略)			(同左)	(同左)	
わ	<u>我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法</u>	令和5年法律第69号		(新設)	(新設)	(新設)	
主要省略用語一覧表				主要省略用語一覧表			
索引	省略用語	条項	省略された用語	索引	省略用語	条項	省略された用語
し	(省略)	(省略)	(省略)	し	(同左)	(同左)	(同左)
	<u>事業性融資推進法</u>	<u>第2条関係 27-2</u>	<u>事業性融資の推進等に関する法律</u>		(新設)	(新設)	(新設)
	(省略)	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)	(同左)
ほ	(省略)	(省略)	(省略)	ほ	(同左)	(同左)	(同左)
	<u>防衛財源確保法</u>	<u>第15条関係 12</u>	<u>我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法</u>		(新設)	(新設)	(新設)

新旧対照表

改正後				改正前			
	(省略)	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)	(同左)
目次				目次			
<u>第 18 条の 2 関係 法定納期限等以前に設定された企業価値担保権の優先</u>				(新設)			
<u>企業価値担保権の優先</u>							
<u>企業価値担保権によって担保される債権</u>							
<u>企業価値担保権の設定時期</u>							
<u>徴収職員の調査</u>							
<u>優先債権額の範囲</u>							
<u>第三者に帰属する担保財産に対する滞納処分等との関係</u>							
<u>第 2 項本文の規定の適用除外</u>							
第 47 条関係 差押えの要件				第 47 条関係 差押えの要件			
違法性の承継				違法性の承継			
差押えをすることができる者				差押えをすることができる者			
差押えの対象となる財産				差押えの対象となる財産			
差押えができる場合				差押えができる場合			
差押えができない場合				差押えができない場合			
財産の選択				財産の選択			
差押えの時期				差押えの時期			
財産帰属の認定				財産帰属の認定			
特殊な財産の差押え				特殊な財産の差押え			
破産手続開始の決定がされた者の財産に対する滞納処分				破産手続開始の決定がされた者の財産に対する滞納処分			
会社更生法の適用を受ける会社の財産に対する滞納処分				会社更生法の適用を受ける会社の財産に対する滞納処分			
<u>企業価値担保権の実行手続開始の決定がされた会社の財産に対する滞納処分</u>				(新設)			

新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">差押えの効力</p> <p style="text-align: center;">差押財産を譲り受けた者に対する滞納処分</p> <p style="text-align: center;">担保物処分の場合の差押え</p> <p style="text-align: center;">滞納処分費の差押え</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p style="text-align: center;">第2条関係 定義</p> <p><u>(企業価値担保権の実行手続)</u></p> <p><u>27-2 法第2条第12号の「企業価値担保権の実行手続」とは、事業性融資の推進等に</u> <u>関する法律（以下「事業性融資推進法」という。）第3章第5節《企業価値担保権の</u> <u>実行》の定めるところにより、企業価値担保権を実行する手続をいう。</u></p> <p>執行機関</p> <p>29 法第2条第13号の「執行機関」とは、強制換価手続を執行する機関をいい、滞納処分についてはこれを執行する国の行政機関、地方公共団体の機関その他の者（以下「行政機関等」という。）、強制執行及び担保権の実行としての競売については執行裁判所及び執行官、執行法第167条の2第2項に規定する少額訴訟債権執行については裁判所書記官、企業担保権の実行手続及び<u>企業価値担保権の実行手続</u>については裁判所、破産手続については破産管財人を、それぞれいう。</p> <p>なお、執行法第94条《管理人の選任》に規定する強制管理（執行法第188条により担保不動産収益執行について準用する場合を含む。）における管理人は、執行裁判所の補助機関であって、法第2条第13号の「執行機関」ではない。</p>	<p style="text-align: center;">差押えの効力</p> <p style="text-align: center;">差押財産を譲り受けた者に対する滞納処分</p> <p style="text-align: center;">担保物処分の場合の差押え</p> <p style="text-align: center;">滞納処分費の差押え</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p style="text-align: center;">第2条関係 定義</p> <p>(新設)</p> <p>執行機関</p> <p>29 法第2条第13号の「執行機関」とは、強制換価手続を執行する機関をいい、滞納処分についてはこれを執行する国の行政機関、地方公共団体の機関その他の者（以下「行政機関等」という。）、強制執行又は担保権の実行としての競売については執行裁判所及び執行官、執行法第167条の2第2項に規定する少額訴訟債権執行については裁判所書記官、企業担保権の実行手続については裁判所、破産手続については破産管財人を、それぞれいう。</p> <p>なお、執行法第94条《管理人の選任》に規定する強制管理（執行法第188条により担保不動産収益執行について準用する場合を含む。）における管理人は、執行裁判所の補助機関であって、法第2条第13号の「執行機関」ではない。</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第2章 国税と他の債権との調整</p> <p style="text-align: center;">第1節 一般的優先の原則</p> <p style="text-align: center;">第9条関係 強制換価手続の費用の優先</p> <p>手続に係る費用</p> <p>3 法第9条の「手続に係る費用」とは、それぞれ次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 滞納処分の場合、法第136条《滞納処分費の範囲》に規定する費用又はこれに準ずる費用</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p><u>(6) 企業価値担保権の実行手続の場合は、事業性融資推進法第127条第1号《公益債権となる請求権》に規定する裁判上の費用、第2号に規定する実行手続開始後の債務者の事業の経営並びに担保目的財産の管理及び処分に関する費用、第3号に規定する費用及び報酬のうち管財人に支払うべき報酬に係るもの(同法第123条第1項、第131条第2項)並びに同法第160条第4項《劣後担保権の消滅等》に規定する劣後担保権の目的である財産の換価により消滅した当該劣後担保権に係る劣後債権(当該劣後担保権の目的である財産の価額が実行手続開始の時点における処分価格であるとした場合における当該劣後担保権によって担保された範囲のものに限られ、当該劣後債権者が同法第183条第1項《中間配当》に規定する中間配当により配当を受けていた場合は当該劣後債権の額から当該劣後債権者が当該中間配当により配当を受けた額を控除した額(同法第160条第4項))。</u></p> <p><u>(企業価値担保権の実行)</u></p>	<p style="text-align: center;">第2章 国税と他の債権との調整</p> <p style="text-align: center;">第1節 一般的優先の原則</p> <p style="text-align: center;">第9条関係 強制換価手続の費用の優先</p> <p>手続に係る費用</p> <p>3 法第9条の「手続に係る費用」とは、それぞれ次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 滞納処分の場合には、法第136条《滞納処分費の範囲》に規定する費用又はこれに準ずる費用</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(2)～(5) (同左)</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>7 企業価値担保権の実行手続の場合において担保目的財産が共益債権の総額を弁済するに不足することが明らかになったときは、事業性融資推進法第 131 条《財産不足の場合の弁済方法等》の規定により、共益債権である国税は、同法第 127 条第 1 号から第 3 号まで（第 3 号においては第 123 条第 1 項の規定により支払うべき報酬に係る部分に限る。）及び同法第 160 条第 4 項に規定する企業価値担保権の実行手続上の費用（これに該当する国税を含む。第 9 条関係 3 の(6)参照）を優先弁済した担保目的財産の残余の部分につき、まだ弁済されていない他の共益債権とともに、債権額の割合に応じて平等弁済を受ける。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 節 国税及び地方税の調整</p> <p style="text-align: center;">第 14 条関係 担保を徴した国税の優先</p> <p>先順位の担保権との関係</p> <p style="padding-left: 2em;">（担保財産が納税者に帰属する場合）</p> <p>8 国税につき徴している納税者に帰属する担保財産（国税のための担保権の設定時において第三者に帰属していたものを除く。法第 17 条、第 23 条第 3 項参照）を通則法第 52 条《担保の処分》の規定による滞納処分の例により換価した場合において、その担保財産に先順位の質権若しくは抵当権が設定されているとき又は担保のための仮登記（法第 23 条第 1 項に規定する担保のための仮登記をいう。以下同じ。）がされているときは、その被担保債権は国税の法定納期限等（法第 15 条第 1 項参照）後に設定又は登記されたものに限り、国税に劣後する。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、その担保財産につき、他の国税若しくは地方税の滞納処分による差押え、強制執行、担保権の実行としての競売、<u>企業担保権の実行手続又は企業価値担保権の実行手続</u>が開始された場合には、執行機関に対して交付要求を行うこととし（第 82 条</p>	<p>（新設）</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 国税及び地方税の調整</p> <p style="text-align: center;">第 14 条関係 担保を徴した国税の優先</p> <p>先順位の担保権との関係</p> <p style="padding-left: 2em;">（担保財産が納税者に帰属する場合）</p> <p>8 国税につき徴している納税者に帰属する担保財産（国税のための担保権の設定時において第三者に帰属していたものを除く。法第 17 条、第 23 条第 3 項参照）を通則法第 52 条《担保の処分》の規定による滞納処分の例により換価した場合において、その担保財産に先順位の質権若しくは抵当権が設定されているとき又は担保のための仮登記（法第 23 条第 1 項に規定する担保のための仮登記をいう。以下同じ。）がされているときは、その被担保債権は国税の法定納期限等（法第 15 条第 1 項参照）後に設定又は登記されたものに限り、国税に劣後する。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、その担保財産につき、他の国税又は地方税の滞納処分による差押え、強制執行、担保権の実行としての競売又は企業担保権の実行手続が開始された場合には、執行機関に対して交付要求を行うこととし（第 82 条関係 4 の(2)参照）、この場合にお</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>関係4の(2)参照)、この場合における先順位の担保権との関係については、上記の場合と同様である。</p> <p>(担保財産が第三者に帰属する場合)</p> <p>9 国税につき徴している第三者に帰属する担保財産(担保権の設定時において納税者に帰属していたものを含む。法第22条参照)に先順位の質権、<u>抵当権若しくは企業価値担保権</u>が設定されているとき又は担保のための仮登記がされているときは、その被担保債権は、その国税に優先する。</p> <p style="text-align: center;">第15条関係 法定納期限等以前に設定された質権の優先</p> <p>法定納期限等</p> <p>(第1号の法定納期限等)</p> <p>1 法第15条第1項第1号に規定する法定納期限等については、次のことに留意する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 法第15条第1項第1号の「納税告知書を発した日」とは、通則法第36条第2項《納税告知書の送達等》の規定による納税告知書を発した日をいい、賦課決定通知書により確定した国税についても、その通知書を発した日ではなく、その国税に係る納税告知書を発した日が法第15条第1項第1号の法定納期限等に該当する。</p> <p>(注) 法第15条第1項の「発した日」とは、更正通知書若しくは決定通知書又は納税告知書を交付送達又は郵便若しくは信書便(民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項《定義》の信書便をいう。以下同じ。)による送達のため税務署から持って出た日(私設郵便差出箱に差し入れたときは、その差し入れた日)をいう。</p> <p>また、公示送達による場合の「発した日」とは、通則法第14条第2項《公示</p>	<p>ける先順位の担保権との関係については、上記の場合と同様である。</p> <p>(担保財産が第三者に帰属する場合)</p> <p>9 国税につき徴している第三者に帰属する担保財産(担保権の設定時において納税者に帰属していたものを含む。法第22条参照)に先順位の質権若しくは<u>抵当権</u>が設定されているとき又は担保のための仮登記がされているときは、その被担保債権は、その国税に優先する。</p> <p style="text-align: center;">第15条関係 法定納期限等以前に設定された質権の優先</p> <p>法定納期限等</p> <p>(第1号の法定納期限等)</p> <p>1 法第15条第1項第1号に規定する法定納期限等については、次のことに留意する。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 法第15条第1項第1号の「納税告知書を発した日」とは、通則法第36条第2項《納税告知書の送達等》の規定による納税告知書を発した日をいい、賦課決定通知書により確定した国税についても、その通知書を発した日ではなく、その国税に係る納税告知書を発した日が法第15条第1項第1号の法定納期限等に該当する。</p> <p>(注) 法第15条第1項の「発した日」とは、更正通知書若しくは決定通知書又は納税告知書を交付送達又は郵便若しくは信書便(民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項《定義》の信書便をいう。以下同じ。)による送達のため税務署から持って出た日(私設郵便差出箱に差し入れたときは、その差し入れた日)をいう。</p> <p>また、公示送達による場合の「発した日」とは、通則法第14条第2項《公示</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>送達》の規定による次に掲げる措置を開始した日のうちいずれか遅い日をいう。</p> <p>イ <u>公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置</u></p> <p>ロ <u>公示事項が記載された書面を掲示する措置又は公示事項を税務署等に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置</u></p> <p>(3)～(5) (省略)</p>	<p><u>送達の掲示》</u>の規定による<u>掲示を始めた日</u>をいう。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(3)～(5) (同左)</p>
<p>(通算法人の連帯納付責任に係る法人税又は地方法人税の法定納期限等)</p> <p>12 法人税法第 152 条第 1 項《連帯納付責任》(地方法人税法第 31 条第 1 項又は<u>防衛財源確保法第 41 条第 1 項</u>において準用する場合を含む。)に規定する通算法人の連帯納付の責任に係る法人税、<u>地方法人税又は防衛特別法人税</u>の法定納期限等は、法人税法第 152 条第 1 項の他の通算法人の法人税、<u>地方法人税法第 31 条第 1 項の他の通算法人の地方法人税又は防衛財源確保法第 41 条第 1 項の他の通算法人の防衛特別法人税</u>に係る法定納期限等と同じである。</p>	<p>(通算法人の連帯納付責任に係る法人税又は地方法人税の法定納期限等)</p> <p>12 法人税法第 152 条第 1 項《連帯納付責任》(地方法人税法第 31 条第 1 項において準用する場合を含む。)に規定する通算法人の連帯納付の責任に係る法人税又は<u>地方法人税の法定納期限等は、法人税法第 152 条第 1 項の他の通算法人の法人税又は地方法人税法第 31 条第 1 項の他の通算法人の地方法人税</u>に係る法定納期限等と同じである。</p>
<p>(質権)</p> <p>15 法第 15 条の「質権」とは、民法第 342 条《質権の内容》に規定する質権(根質権を含む。)をいい、動産質、不動産質及び権利質がある。</p> <p>なお、上記の「質権」には、仮登記(仮登録を含む。以下同じ。)がされた質権が含まれ、また、仮登記には、民事保全法(以下「保全法」という。)第 53 条第 2 項《不動産の登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分の執行》(同法第 54 条《不動産に関する権利以外の権利についての登記又は登録請求権を保全するための処分禁止の仮処分の執行》)において準用する場合を含む。)の規定による仮処分による仮登記(以下「保全仮登記」という。)が含まれる(法第 133 条第 3 項参照)。</p>	<p>(質権)</p> <p>15 法第 15 条の「質権」とは、民法第 342 条《質権の内容》に規定する質権(根質権を含む。)をいい、動産質、不動産質及び権利質がある。</p> <p>なお、上記の「質権」には、仮登記(仮登録を含む。以下同じ。)がされた質権が含まれ、また、仮登記には、民事保全法(以下「保全法」という。)第 53 条第 2 項《不動産の登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分の執行》(同法第 54 条《不動産に関する権利以外の権利についての登記又は登録請求権を保全するための処分禁止の仮処分の執行》)において準用する場合を含む。)の規定による仮処分による仮登記(以下「保全仮登記」という。)が含まれる(法第 133 条第 3 項、<u>令第 50 条第 4 項</u>参照)。</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 16 条関係 法定納期限等以前に設定された抵当権の優先</p> <p>抵当権の優先</p> <p>(抵当権)</p> <p>1 法第 16 条の「抵当権」とは、民法第 369 条《抵当権の内容》、鉄道抵当法第 17 条《抵当権の内容》、自動車抵当法第 4 条《抵当権の内容》、航空機抵当法第 4 条《抵当権の内容》及び建設機械抵当法第 6 条《抵当権の内容》に規定する抵当権（民法第 398 条の 2、鉄道抵当法第 25 条ノ 2、自動車抵当法第 19 条の 2、航空機抵当法第 22 条の 2 及び建設機械抵当法第 24 条の 2 に規定する根抵当権を含む。）をいい、その目的物には、不動産、地上権及び永小作権（民法第 369 条第 2 項）、立木（立木ニ関スル法律（以下「立木法」という。）第 2 条第 2 項）、工場財団（工場抵当法第 14 条第 2 項）、鉱業財団（鉱業抵当法第 3 条）、漁業財団（漁業財団抵当法第 6 条）、道路交通事業財団（道路交通事業抵当法第 9 条）、港湾運送事業財団（港湾運送事業法第 23 条）、鉱業権（採掘権に限る。鉱業法第 13 条）、漁業権（漁業法第 23 条第 1 項）、採石権（採石法第 4 条第 3 項）、ダム使用权（特定多目的ダム法第 21 条）、鉄道財団（鉄道抵当法第 4 条）、軌道財団（軌道ノ抵当ニ関スル法律第 1 条）、運河財団（運河法第 13 条）、工場財団を組成しない工場（工場抵当法第 2 条）、船舶（商法第 847 条）、自動車（自動車抵当法第 3 条）、航空機（航空機抵当法第 3 条）、建設機械（建設機械抵当法第 5 条）、農業用動産（農業動産信用法第 12 条）並びに観光施設財団（観光施設財団抵当法第 9 条）がある。</p> <p>なお、上記の「抵当権」には、仮登記（保全仮登記を含む。）がされた抵当権も含まれる（法第 133 条第 3 項参照）。</p> <p style="text-align: center;">第 18 条関係 質権及び抵当権の優先額の限度等</p>	<p style="text-align: center;">第 16 条関係 法定納期限等以前に設定された抵当権の優先</p> <p>抵当権の優先</p> <p>(抵当権)</p> <p>1 法第 16 条の「抵当権」とは、民法第 369 条《抵当権の内容》、鉄道抵当法第 17 条《抵当権の内容》、自動車抵当法第 4 条《抵当権の内容》、航空機抵当法第 4 条《抵当権の内容》及び建設機械抵当法第 6 条《抵当権の内容》に規定する抵当権（民法第 398 条の 2、鉄道抵当法第 25 条ノ 2、自動車抵当法第 19 条の 2、航空機抵当法第 22 条の 2 及び建設機械抵当法第 24 条の 2 に規定する根抵当権を含む。）をいい、その目的物には、不動産、地上権及び永小作権（民法第 369 条第 2 項）、立木（立木ニ関スル法律（以下「立木法」という。）第 2 条第 2 項）、工場財団（工場抵当法第 14 条第 2 項）、鉱業財団（鉱業抵当法第 3 条）、漁業財団（漁業財団抵当法第 6 条）、道路交通事業財団（道路交通事業抵当法第 9 条）、港湾運送事業財団（港湾運送事業法第 23 条）、鉱業権（採掘権に限る。鉱業法第 13 条）、漁業権（漁業法第 23 条第 1 項）、採石権（採石法第 4 条第 3 項）、ダム使用权（特定多目的ダム法第 21 条）、鉄道財団（鉄道抵当法第 4 条）、軌道財団（軌道ノ抵当ニ関スル法律第 1 条）、運河財団（運河法第 13 条）、工場財団を組成しない工場（工場抵当法第 2 条）、船舶（商法第 847 条）、自動車（自動車抵当法第 3 条）、航空機（航空機抵当法第 3 条）、建設機械（建設機械抵当法第 5 条）、農業用動産（農業動産信用法第 12 条）並びに観光施設財団（観光施設財団抵当法第 9 条）がある。</p> <p>なお、上記の「抵当権」には、仮登記（保全仮登記を含む。）がされた抵当権も含まれる（法第 133 条第 3 項、<u>令第 50 条第 4 項</u>参照）。</p> <p style="text-align: center;">第 18 条関係 質権及び抵当権の優先額の限度等</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(破産手続等との関係)</p> <p>7 破産手続又は企業担保権の実行手続との関係においては、法第18条第1項の規定が適用されることはない(令第36条第4項参照)。</p> <p>(注) <u>企業価値担保権の実行手続との関係において、差押え又は交付要求をした旨の通知を受けた質権者等については、法第18条第1項の規定が適用される(事業性融資推進法第165条参照)。</u></p> <p>第18条の2関係 法定納期限等以前に設定された企業価値担保権の優先</p> <p>企業価値担保権の優先</p> <p><u>(企業価値担保権)</u></p> <p>1 <u>法第18条の2の「企業価値担保権」とは、事業性融資推進法第7条《企業価値担保権》に規定する企業価値担保権をいい、会社の総財産(将来において会社の財産に属するものを含む。)をその目的とすることができる(同条第1項)。</u></p> <p><u>(法定納期限等以前の設定)</u></p> <p>2 <u>法第18条の2の「法定納期限等以前」には、その法定納期限等に当たる日を含む。したがって、その日に設定された企業価値担保権も、法定納期限等以前に設定された企業価値担保権となる。</u></p> <p>企業価値担保権によって担保される債権</p> <p>3 <u>企業価値担保権により担保される債権の範囲は、特定被担保債権(事業性融資推進法第6条第4項《定義》に規定する特定被担保債権をいう。以下同じ。)に係る確定した元本、利息その他の定期金及び債務の不履行によって生じた損害の賠償の全部並び</u></p>	<p>(破産手続等との関係)</p> <p>7 破産手続又は企業担保権の実行手続との関係においては、法第18条第1項の規定が適用されることはない(令第36条第4項参照)。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>に不特定被担保債権（同条第5項に規定する不特定被担保債権をいう。）である（同法第21条）。</u></p> <p><u>なお、同法第9条第2項《企業価値担保権の限度額》の規定により極度額が定められた場合には、その極度額を限度とする（同法第21条第1項第1号かっこ書）。</u></p> <p>企業価値担保権の設定時期</p> <p><u>4 企業価値担保権の設定の時期は、企業価値担保権設定者の本店の所在地において、商業登記簿にその登記がされた日によるものとする（事業性融資推進法第15条）。</u></p> <p>徴収職員の調査</p> <p><u>5 法第18条の2の規定の適用については、第16条関係10と同様である。</u></p> <p>優先債権額の範囲</p> <p><u>（債権額の限度）</u></p> <p><u>6 法第18条の2第2項の「債権額を限度とする」とは、同条第1項の規定に基づき国税に優先する企業価値担保権により担保される特定被担保債権の債権額のうち、同条第2項の規定により国税に優先する元本債権額について、その企業価値担保権者に第18条関係2又は3の通知書（7又は8参照）が送達された時の元本債権額に相当する金額を限度とすることをいう。</u></p> <p><u>なお、上記の通知書が送達された時までには企業価値担保権の元本債権額が確定しているときは、法第18条の2第2項の規定が適用されないことに留意する。</u></p> <p><u>また、企業価値担保権に極度額が定められている場合の利息及び遅延利息については、通知書が到達した時の元本に対するものに限られるものでなく、被担保債権とされる確定した元本全体に対するものについて、極度額の範囲内で優先する（事業性融資推進法第21条第1項第1号）。</u></p>	

新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(差押えの通知を受けた時)</u></p> <p>7 <u>法第 18 条の 2 第 2 項の「差押えの通知を受けた時」については、第 18 条関係 2 と同様である。</u></p> <p><u>(交付要求の通知を受けた時)</u></p> <p>8 <u>法第 18 条の 2 第 2 項の「交付要求の通知を受けた時」については、第 18 条関係 3 と同様である。</u></p> <p><u>(差押え又は交付要求の競合)</u></p> <p>9 <u>差押え又は数個の交付要求(参加差押えを含む。)が競合して行われた場合においては、それぞれの通知を受けた時の債権の元本の額が、それぞれの差押え又は交付要求に係る国税との関係において、法第 18 条の 2 第 2 項の債権額の限度となる。</u></p> <p><u>(企業価値担保権の実行手続以外の強制換価手続との関係)</u></p> <p>10 <u>企業価値担保権の実行手続以外の強制換価手続においては、法第 18 条の 2 第 2 項の規定が適用されることはない。</u></p> <p><u>(注) 企業価値担保権の実行手続との関係において、差押え又は交付要求をした旨の通知を受けた企業価値担保権者については、法第 18 条の 2 第 2 項の規定が適用される(事業性融資推進法 165 条参照)。</u></p> <p>第三者に帰属する担保財産に対する滞納処分等との関係</p> <p>11 <u>国税につき徴している第三者に帰属する担保財産を滞納処分の例により処分する場合には、企業価値担保権者は配当を受けることができないことから(事業性融資推進法第 7 条第 3 項)、法第 18 条の 2 第 2 項の規定は適用されない。</u></p>	

新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(注) 企業価値担保権の設定者が、国税につき徴している担保財産を取得した場合は、その担保権は企業価値担保権に先立って行使することができることから（事業性融資推進法第 18 条第 5 項）、法第 18 条の 2 第 2 項の規定は適用されない。</u></p> <p>第 2 項本文の規定の適用除外</p> <p><u>（権利を害することとなる時）</u></p> <p>12 <u>法第 18 条の 2 第 2 項ただし書の「権利を害することとなる時」については、第 18 条関係 9 と同様である。</u></p> <p><u>（他の債権を有する者）</u></p> <p>13 <u>法第 18 条の 2 第 2 項ただし書の「他の債権を有する者」については、第 18 条関係 10 と同様である。</u></p> <p><u>（この限りでない）</u></p> <p>14 <u>法第 18 条の 2 第 2 項ただし書の「この限りでない」とは、同項本文の規定を適用することにより後順位債権者の権利を害することとなる場合には、同項本文の規定を適用しないことをいう。</u></p> <p style="text-align: center;">第 19 条関係 不動産保存の先取特権等の優先</p> <p>不動産保存の先取特権等の優先</p> <p>1 法第 19 条第 1 項各号に掲げる先取特権（仮登記（保全仮登記を含む。）がされたものを含む。法第 133 条第 3 項参照）は、特定の行為により財産の価値を保存した等の場合に成立するものであり、その行為によって国税も利益を受けること及びこれらの先取特権は質権又は抵当権に優先する効力を有することから、法第 20 条第 1 項に規定</p>	<p style="text-align: center;">第 19 条関係 不動産保存の先取特権等の優先</p> <p>不動産保存の先取特権等の優先</p> <p>1 法第 19 条第 1 項各号に掲げる先取特権（仮登記（保全仮登記を含む。）がされたものを含む。法第 133 条第 3 項、<u>令第 50 条第 4 項</u>参照）は、特定の行為により財産の価値を保存した等の場合に成立するものであり、その行為によって国税も利益を受けること及びこれらの先取特権は質権又は抵当権に優先する効力を有することから、法第</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>する先取特権とは異なり、その成立の時期が国税の法定納期限等後である場合又は差押え後である場合にも、国税に優先する。</p> <p style="text-align: center;">第20条関係 法定納期限等以前にある不動産賃貸の先取特権等の優先</p> <p>不動産賃貸の先取特権等の優先</p> <p>1 法第20条第1項各号に掲げる先取特権（仮登記（保全仮登記を含む。）に係るものを含む。法第133条第3項参照）は、法第19条第1項各号に規定する先取特権とは異なり、一定の条件の下に質権又は抵当権に優先し、又は同順位であることから、先取特権の成立が国税の法定納期限等以前又は財産譲渡時以前であるときに限り、その被担保質権は、国税に優先する。</p> <p>なお、法第20条第1項各号及び法第19条第1項各号《不動産保存の先取特権等の優先》の先取特権に該当しない先取特権の被担保債権は、国税に劣後することはもちろん、滞納処分手続においては劣後配当も受けられない。</p> <p style="text-align: center;">第4節 国税と仮登記又は譲渡担保に係る債権との調整</p> <p style="text-align: center;">第24条関係 譲渡担保権者の物的納税責任</p> <p>譲渡担保財産からの徴収 (譲渡担保財産)</p> <p>1 法第24条の「譲渡担保財産」とは、納税者がその所有する財産を債権者又は第三者に譲渡し、その譲渡により、自己又は第三者の債務の担保の目的となっている財産をいう（昭和5・10・8大判参照）。</p> <p>なお、動産、有価証券、債権、不動産、無体財産権等のほか、法律上まだ権利</p>	<p>20条第1項に規定する先取特権とは異なり、その成立の時期が国税の法定納期限等後である場合又は差押え後である場合にも、国税に優先する。</p> <p style="text-align: center;">第20条関係 法定納期限等以前にある不動産賃貸の先取特権等の優先</p> <p>不動産賃貸の先取特権等の優先</p> <p>1 法第20条第1項各号に掲げる先取特権（仮登記（保全仮登記を含む。）に係るものを含む。法第133条第3項、<u>令第50条第4項</u>参照）は、法第19条第1項各号に規定する先取特権とは異なり、一定の条件の下に質権又は抵当権に優先し、又は同順位であることから、先取特権の成立が国税の法定納期限等以前又は財産譲渡時以前であるときに限り、その被担保質権は、国税に優先する。</p> <p>なお、法第20条第1項各号及び法第19条第1項各号《不動産保存の先取特権等の優先》の先取特権に該当しない先取特権の被担保債権は、国税に劣後することはもちろん、滞納処分手続においては劣後配当も受けられない。</p> <p style="text-align: center;">第4節 国税と仮登記又は譲渡担保に係る債権との調整</p> <p style="text-align: center;">第24条関係 譲渡担保権者の物的納税責任</p> <p>譲渡担保財産からの徴収 (譲渡担保財産)</p> <p>1 法第24条の「譲渡担保財産」とは、納税者がその所有する財産を債権者又は第三者に譲渡し、その譲渡により、自己又は第三者の債務の担保の目的となっている財産をいう（昭和5・10・8大判参照）。</p> <p>なお、動産、有価証券、債権、不動産、無体財産権等のほか、法律上まだ権利</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>と認められていないものであっても、譲渡できるもの（手形を除く。法附則第5条第4項）は、すべて譲渡担保の目的物とすることができる（平成14・2・19福岡地判参照）。</p> <p>(注) 1 <u>譲渡担保契約</u>には、次のようなものがある（昭和8・4・26大判、平成13・11・22最高判参照）。</p> <p>(1) 債権の担保の目的をもって担保の目的物を債権者に譲渡し、その担保に係る債務を履行した場合には債務者がその目的物の返還を受け、不履行の場合には債権者がその財産を換価して優先弁済を受けるか又はその財産を確定的に取得することができる旨の<u>譲渡担保契約</u></p> <p>(2) 担保のための権利の移転につき売買の形式をとるもので、売主が将来対価を支払って目的物を売主に買い戻す権利を留保した売買（買戻特約付売買）の形式をとる<u>譲渡担保契約</u>又は売却した目的物につき売主が将来予約完結権を行使することによって再度売買契約が成立し、その効果としてその目的物が再び売主に戻る旨の予約（再売買の予約）の形式をとる<u>譲渡担保契約</u></p> <p>(3) 金銭債務の担保として、発生原因となる取引の種類、発生期間等で特定される金銭債権（将来生ずべき債権を含む。）を一括して譲渡することとし、譲渡担保権者が第三債務者に対し担保権実行としての取立ての通知をするまでは、譲渡債権の取立てを債務者に許諾し、債務者が取り立てた金銭について譲渡担保権者への引渡しを要しないこととする<u>債権譲渡担保契約</u>（いわゆる<u>集合債権譲渡担保契約</u>）</p> <p>2 （省略）</p> <p>3 債務者は、弁済期を経過しても、帰属清算型（債権者が自らその目的物の帰属主体となり、その価額を適正に評価して差額を債務者に支払うもの）の譲渡担保の場合は、債権者がその実行をしない間は、元利金を弁済して</p>	<p>と認められていないものであっても、譲渡できるもの（手形を除く。法附則第5条第4項）は、すべて譲渡担保の目的物とすることができる（平成14・2・19福岡地判参照）。</p> <p>(注) 1 <u>譲渡担保設定契約</u>には、次のようなものがある（昭和8・4・26大判、平成13・11・22最高判参照）。</p> <p>(1) 債権の担保の目的をもって担保の目的物を債権者に譲渡し、その担保に係る債務を履行した場合には債務者がその目的物の返還を受け、不履行の場合には債権者がその財産を換価して優先弁済を受けるか又はその財産を確定的に取得することができる旨の<u>譲渡担保設定契約</u></p> <p>(2) 担保のための権利の移転につき売買の形式をとるもので、売主が将来対価を支払って目的物を売主に買い戻す権利を留保した売買（買戻特約付売買）の形式をとる<u>譲渡担保設定契約</u>又は売却した目的物につき売主が将来予約完結権を行使することによって再度売買契約が成立し、その効果としてその目的物が再び売主に戻る旨の予約（再売買の予約）の形式をとる<u>譲渡担保設定契約</u></p> <p>(3) 金銭債務の担保として、発生原因となる取引の種類、発生期間等で特定される金銭債権（将来生ずべき債権を含む。）を一括して譲渡することとし、譲渡担保権者が第三債務者に対し担保権実行としての取立ての通知をするまでは、譲渡債権の取立てを債務者に許諾し、債務者が取り立てた金銭について譲渡担保権者への引渡しを要しないこととする<u>債権譲渡担保設定契約</u>（いわゆる<u>集合債権譲渡担保設定契約</u>）</p> <p>2 （同左）</p> <p>3 債務者は、弁済期を経過しても、帰属清算型（債権者が自らその目的物の帰属主体となり、その価額を適正に評価して差額を債務者に支払うもの）の譲渡担保の場合は、債権者がその実行をしない間は、元利金を弁済して</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>譲渡担保財産を受け戻すことができる(昭和47・11・24最高判参照)。また、処分清算型(債権者が目的物を第三者に処分して、その換価代金から元利金を差し引いた残額を債務者に支払うもの)の譲渡担保の場合においても、債権者が譲渡担保財産を換価するまでは(対抗要件として登記を必要とするものについては、第三者への移転登記をするまでの間をいう(昭和50・11・28最高判参照)、同様である(昭和43・3・7最高判参照)。</p> <p>なお、<u>集合債権譲渡担保契約</u>においては、譲渡担保権者が第三債務者に対し担保権実行としての取立ての通知をしたとしても、譲渡債権を取り立てて被担保債権の弁済に充当するまでは、譲渡債権は譲渡担保財産として存続する(平成16.9.9大阪高判参照)。</p> <p>(譲渡担保財産が有価証券である場合)</p> <p>33 有価証券が譲渡担保財産である場合において、その担保権が設定された後、その有価証券の差換えをしたときにおける法第24条第8項の規定の適用に当たっては、その差し換えた有価証券が譲渡担保財産として同一性がある限り、当初の<u>譲渡担保権設定</u>のための譲渡の時期をもって、その有価証券の譲渡担保財産となった時として取り扱う。</p> <p>譲渡担保権者について破産手続開始の決定があった場合</p> <p>35 法第24条第3項又は第4項の規定による差押えをした後、譲渡担保権者について破産手続開始の決定があったとしても、滞納処分の続行ができる(第47条関係40、41参照)。</p> <p>なお、譲渡担保権者について破産手続開始の決定があった場合において、法第24条第3項又は第4項の規定による差押えをしていないときは、納税者(<u>譲渡担保権設定者</u>)が被担保債権を弁済することにより譲渡担保財産は納税者に復帰す</p>	<p>譲渡担保財産を受け戻すことができる(昭和47・11・24最高判参照)。また、処分清算型(債権者が目的物を第三者に処分して、その換価代金から元利金を差し引いた残額を債務者に支払うもの)の譲渡担保の場合においても、債権者が譲渡担保財産を換価するまでは(対抗要件として登記を必要とするものについては、第三者への移転登記をするまでの間をいう(昭和50・11・28最高判参照)、同様である(昭和43・3・7最高判参照)。</p> <p>なお、<u>集合債権譲渡担保設定契約</u>においては、譲渡担保権者が第三債務者に対し担保権実行としての取立ての通知をしたとしても、譲渡債権を取り立てて被担保債権の弁済に充当するまでは、譲渡債権は譲渡担保財産として存続する(平成16.9.9大阪高判参照)。</p> <p>(譲渡担保財産が有価証券である場合)</p> <p>33 有価証券が譲渡担保財産である場合において、その担保権が設定された後、その有価証券の差換えをしたときにおける法第24条第8項の規定の適用に当たっては、その差し換えた有価証券が譲渡担保財産として同一性がある限り、当初の<u>譲渡担保設定</u>のための譲渡の時期をもって、その有価証券の譲渡担保財産となった時として取り扱う。</p> <p>譲渡担保権者について破産手続開始の決定があった場合</p> <p>35 法第24条第3項又は第4項の規定による差押えをした後、譲渡担保権者について破産手続開始の決定があったとしても、滞納処分の続行ができる(第47条関係40、41参照)。</p> <p>なお、譲渡担保権者について破産手続開始の決定があった場合において、法第24条第3項又は第4項の規定による差押えをしていないときは、納税者(<u>譲渡担保設定者</u>)が被担保債権を弁済することにより譲渡担保財産は納税者に復帰する</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>るため、その場合には復帰した財産に対して滞納処分を執行することができる。</p> <p>また、譲渡担保権者の破産管財人が譲渡担保権を実行することにより清算金が生じる場合には、その清算金の支払請求権を差し押さえることができる。</p>	<p>ため、その場合には復帰した財産に対して滞納処分を執行することができる。</p> <p>また、譲渡担保権者の破産管財人が譲渡担保権を実行することにより清算金が生じる場合には、その清算金の支払請求権を差し押さえることができる。</p>
<p style="text-align: center;">第3章 第二次納税義務</p>	<p style="text-align: center;">第3章 第二次納税義務</p>
<p style="text-align: center;">第35条関係 同族会社の第二次納税義務</p>	<p style="text-align: center;">第35条関係 同族会社の第二次納税義務</p>
<p>(納付すべき国税)</p> <p>8 法第35条第1項の「納付すべき国税」には、所得税法第142条第2項《純損失の繰戻しによる還付》(同法第166条において準用する場合を含む。)<u>又は法人税法第80条第10項《欠損金の繰戻しによる還付》(同法第144条の13第13項において準用する場合を含む。)</u>、<u>地方税法第23条第1項《欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の還付》若しくは防衛財源確保法第33条第1項《欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の還付》</u>の規定により還付した金額に係る還付加算金(通則法第58条第1項)があったときは、その還付加算金のうち修正申告又は更正によって減少する還付金の額に相当する所得税額又は法人税額、<u>地方税法額若しくは防衛特別法人税額</u>に対応する部分の金額が含まれる(通則法第19条第4項第2号ハ、第28条第2項第3号ハ、防衛財源確保法第43条第1項参照)。</p>	<p>(納付すべき国税)</p> <p>8 法第35条第1項の「納付すべき国税」には、所得税法第142条第2項《純損失の繰戻しによる還付》(同法第166条において準用する場合を含む。)<u>又は法人税法第80条第10項《欠損金の繰戻しによる還付》(同法第144条の13第13項において準用する場合を含む。)</u>若しくは地方税法第23条第1項《欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の還付》の規定により還付した金額に係る還付加算金(通則法第58条第1項)があったときは、その還付加算金のうち修正申告又は更正によって減少する還付金の額に相当する所得税額又は法人税額若しくは地方税法額に対応する部分の金額が含まれる(通則法第19条第4項第3号ハ、第28条第2項第3号ハ参照)。</p>
<p style="text-align: center;">第38条関係 事業を譲り受けた特殊関係者の第二次納税義務</p>	<p style="text-align: center;">第38条関係 事業を譲り受けた特殊関係者の第二次納税義務</p>
<p>(事業譲渡)</p> <p>9 法第38条の「事業の譲渡」とは、納税者が一個の債権契約で、一定の事業目的のため組織化され、有機的の一体として機能する財産の全部又は重要な一部を令第13条第1</p>	<p>(事業譲渡)</p> <p>9 法第38条の「事業の譲渡」とは、納税者が一個の債権契約で、一定の事業目的のため組織化され、有機的の一体として機能する財産の全部又は重要な一部を令第13条第1</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>項《納税者の特殊関係者の範囲》に規定する者に譲渡することをいうが、一個の債権契約によらないものであっても、社会通念上同様と認められるものはこれに該当する（昭和40.9.22最高判、昭和41.2.23最高判参照）。したがって、得意先、事業上の秘けつ又はのれん等を除外して、工場、店舗、機械、商品等の事業用財産だけを譲渡する場合には、法第38条の事業譲渡には該当しない。</p> <p>なお、事業譲渡については、次のことに留意する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 株式会社にあつては、原則として事業譲渡につき株主総会の特別決議によってその契約の承認を得ることが必要である（会社法第467条第1項、第468条、第309条第2項第11号参照）。</p> <p>(注)1～3 (省略)</p> <p><u>4 株式会社が事業性融資推進法第157条第1項《換価の方法》の規定により裁判所の許可を得て事業譲渡をする場合には、株主総会の特別決議を要しない（同条第6項）。</u></p> <p>(3)～(5) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 滞納処分</p> <p style="text-align: center;">第1節 財産の差押え</p> <p style="text-align: center;">第1款 通則</p> <p style="text-align: center;">第47条関係 差押えの要件</p> <p>差押えをすることができる者</p>	<p>項《納税者の特殊関係者の範囲》に規定する者に譲渡することをいうが、一個の債権契約によらないものであっても、社会通念上同様と認められるものはこれに該当する（昭和40.9.22最高判、昭和41.2.23最高判参照）。したがって、得意先、事業上の秘けつ又はのれん等を除外して、工場、店舗、機械、商品等の事業用財産だけを譲渡する場合には、法第38条の事業譲渡には該当しない。</p> <p>なお、事業譲渡については、次のことに留意する。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 株式会社にあつては、原則として事業譲渡につき株主総会の特別決議によってその契約の承認を得ることが必要である（会社法第467条第1項、第468条、第309条第2項第11号参照）。</p> <p>(注)1～3 (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(3)～(5) (同左)</p> <p style="text-align: center;">第5章 滞納処分</p> <p style="text-align: center;">第1節 財産の差押え</p> <p style="text-align: center;">第1款 通則</p> <p style="text-align: center;">第47条関係 差押えの要件</p> <p>差押えをすることができる者</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>4 法第 47 条の「徴収職員」とは、法第 2 条第 11 号《徴収職員の定義》に掲げる徴収職員のうち、差押えをする際における納税者の国税の納税地を所轄する税務署に所属する徴収職員をいい（通則法第 43 条第 1 項、法第 182 条第 1 項）、次に掲げる場合には、それぞれに掲げる徴収職員をいう。</p> <p>なお、滞納処分の引継ぎ（法第 182 条第 2 項、第 3 項、第 183 条第 2 項、第 3 項、第 4 項）を受けた税務署、国税局（沖縄国税事務所を含む。以下同じ。）又は税関（沖縄地区税関を含む。以下同じ。）に所属する徴収職員も、法第 47 条の「徴収職員」に含まれる。</p> <p>(1)～(3) （省略）</p> <p>(4) 法人税法第 152 条第 1 項《連帯納付の責任》（<u>地方法人税法第 31 条第 1 項又は防衛財源確保法第 41 条第 1 項</u>において準用する場合を含む。）に規定する連帯納付の責任に係る法人税、<u>地方法人税又は防衛特別法人税</u>をこれらの規定により連帯納付の責任を負うこととされた通算法人から徴収する場合 法人税法第 152 条第 1 項の他の通算法人の法人税、<u>地方法人税法第 31 条第 1 項の他の通算法人の地方法人税若しくは防衛財源確保法第 41 条第 1 項の他の通算法人の防衛特別法人税</u>の納税地又は当該通算法人の各事業年度の所得に対する法人税、各課税事業年度の<u>課税標準法人税額</u>に対する<u>地方法人税若しくは防衛特別法人税</u>の納税地を所轄する税務署に所属する徴収職員（法人税法第 152 条第 2 項、<u>地方法人税法第 31 条第 1 項、防衛財源確保法第 41 条第 1 項</u>）。</p> <p>（公示送達による場合）</p> <p>11 督促状又は納付催告書を公示送達により送達した場合は、<u>通則法第 14 条第 2 項の規定による次に掲げる措置を開始した日のうちいずれか遅い日</u>から起算して 10 日を経過した日までに督促に係る国税が完納されないときに、差押えができる。</p> <p>(1) <u>公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置</u></p>	<p>4 法第 47 条の「徴収職員」とは、法第 2 条第 11 号《徴収職員の定義》に掲げる徴収職員のうち、差押えをする際における納税者の国税の納税地を所轄する税務署に所属する徴収職員をいい（通則法第 43 条第 1 項、法第 182 条第 1 項）、次に掲げる場合には、それぞれに掲げる徴収職員をいう。</p> <p>なお、滞納処分の引継ぎ（法第 182 条第 2 項、第 3 項、第 183 条第 2 項、第 3 項、第 4 項）を受けた税務署、国税局（沖縄国税事務所を含む。以下同じ。）又は税関（沖縄地区税関を含む。以下同じ。）に所属する徴収職員も、法第 47 条の「徴収職員」に含まれる。</p> <p>(1)～(3) （同左）</p> <p>(4) 法人税法第 152 条第 1 項《連帯納付の責任》（<u>地方法人税法第 31 条第 1 項</u>において準用する場合を含む。）に規定する連帯納付の責任に係る法人税<u>又は地方法人税</u>をこれらの規定により連帯納付の責任を負うこととされた通算法人から徴収する場合 法人税法第 152 条第 1 項の他の通算法人の法人税若しくは地方法人税法第 31 条第 1 項の他の通算法人の地方法人税の納税地又は当該通算法人の各事業年度の所得に対する法人税若しくは各課税事業年度の<u>基準法人税額</u>に対する地方法人税の納税地を所轄する税務署に所属する徴収職員（法人税法第 152 条第 2 項、地方法人税法第 31 条第 1 項）。</p> <p>（公示送達による場合）</p> <p>11 督促状又は納付催告書を公示送達により送達した場合は、<u>通則法第 14 条第 2 項《公示送達の場合の掲示》の掲示を始めた日</u>から起算して 10 日を経過した日までに督促に係る国税が完納されないときに、差押えができる。</p> <p>（新設）</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(2) 公示事項が記載された書面を掲示する措置又は公示事項を税務署等に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置</u></p> <p>差押えができない場合</p> <p>16 次に掲げる場合には、それぞれに<u>定める</u>期間内は、新たな差押え（(8)に掲げる場合にあっては、<u>共益債権を徴収するためのもの等を除く。事業性融資推進法第96条第1項参照</u>）をすることができない。</p> <p>なお、納税者が、保全差押金額又は繰上保全金額に相当する担保を提供して、保全差押え等をしないことを求めたときは差押えをすることができず(法第159条第4項、通則法第38条第4項)、また、換価の猶予に伴い差押えを猶予した場合又は不服申立てに伴い差押えを猶予した場合には差押えをすることができない(法第152条第2項、通則法第105条第3項、第6項)。</p> <p>(1)～(7) (省略)</p> <p><u>(8) 企業価値担保権の実行手続開始の決定がされた場合（事業性融資推進法第96条第1項） 実行手続に係属する期間</u></p> <p>(開始決定前の滞納処分等の中止命令等)</p> <p>45 更生手続開始の申立てがあった場合において、裁判所は必要があると認めるときは、あらかじめ税務署長に意見を聴いた上で、会社の財産に対して既にされている滞納処分又は国税の担保のために提供された物件の処分（いずれも共益債権を徴収するためのものを除く。以下46、47、<u>49、50-2及び50-3</u>において「滞納処分等」という。）の中止を命ずることができる（会社更生法第24条第2項）。ただし、その中止の命令は、更生手続開始の申立てにつき決定があったとき又は中止の決定の日から2月を経過したときは、その効力を失う（同法第24条第3項）。</p>	<p>(新設)</p> <p>差押えができない場合</p> <p>16 次に掲げる場合には、それぞれに<u>掲げる</u>期間内は、新たな差押えをすることができない。</p> <p>なお、納税者が、保全差押金額又は繰上保全金額に相当する担保を提供して、保全差押え等をしないことを求めたときは差押えをすることができず(法第159条第4項、通則法第38条第4項)、また、換価の猶予に伴い差押えを猶予した場合又は不服申立てに伴い差押えを猶予した場合には差押えをすることができない(法第152条第2項、通則法第105条第3項、第6項)。</p> <p>(1)～(7) (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(開始決定前の滞納処分等の中止命令等)</p> <p>45 更生手続開始の申立てがあった場合において、裁判所は必要があると認めるときは、あらかじめ税務署長に意見を聴いた上で、会社の財産に対して既にされている滞納処分又は国税の担保のために提供された物件の処分（いずれも共益債権を徴収するためのものを除く。以下46、47 <u>及び49</u>において「滞納処分等」という。）の中止を命ずることができる（会社更生法第24条第2項）。ただし、その中止の命令は、更生手続開始の申立てにつき決定があったとき又は中止の決定の日から2月を経過したときは、その効力を失う（同法第24条第3項）。</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>企業価値担保権の実行手続開始の決定がされた会社の財産に対する滞納処分</u> <u>(開始決定による滞納処分等の失効等)</u></p> <p>50-2 <u>企業価値担保権の実行手続開始の決定があったときは、企業価値担保権設定者の財産に対する滞納処分等はすることができず、企業価値担保権設定者の財産に対して既にされている滞納処分等は、企業価値担保権の実行手続との関係においては、その効力を失う（事業性融資推進法第96条第1項、第2項）。</u></p> <p><u>なお、裁判所は、企業価値担保権設定者の事業の継続及び換価に支障を来さないことを認めるときは、失効した滞納処分等の続行を命ずることができる（同条第3項）。</u></p> <p><u>(共益債権となる国税以外の国税の徴収)</u></p> <p>50-3 <u>企業価値担保権設定者に対する共益債権である国税以外の国税については、原則として企業価値担保権の実行手続により弁済を受けることになるので（事業性融資推進法第93条第1項）、税務署長は、遅滞なく、その額、原因及び担保権の内容並びに当該国税が同法第96条第2項《他の手続の失効等》の規定により失効した国税滞納処分等による差押えに係るものである場合には当該差押えの年月日を執行裁判所に届け出なければならない（同法第136条第1項）。</u></p> <p><u>なお、滞納処分等の続行が許される場合等においては、実行手続によらずに弁済等を受けることができる（同法第93条第2項、第3項）。ただし、企業価値担保権設定者の財産が共益債権の総額を弁済するに足りないことが明らかになった後は、新たな滞納処分等又は失効していた滞納処分等の続行は行わないものとする（昭和56・5・6大阪高判参照）。</u></p> <p><u>(注) 共益債権となる国税以外の国税としては、配当債権となる国税（事業性融資推進法第70条第13項、第5項、第11項、第18項）があり、通則法等に基づいて滞納会社の財産上に企業価値担保権に優先する担保権を設定している場合には、当該担保権は優先担保権となり、実行手続によらずに行使することが</u></p>	<p>(新設)</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>できる（事業性融資推進法第108条第1項）。</u></p> <p><u>（共益債権となる国税の徴収）</u></p> <p><u>50-4 共益債権となる国税については、企業価値担保権の実行手続によらないで配当債権に先立って随時弁済され（事業性融資推進法第130条第1項、第70条第6項）、実行手続中であっても滞納処分をすることができる（同法第96条第1項、第93条第3項第1号）。ただし、企業価値担保権設定者の財産が共益債権の総額を弁済するに足りないことが明らかになったときは、担保権によって担保されるものを除き、まだ弁済されていない共益債権の債権額の割合に応じて弁済されることになるので（同法第131条第1項）、滞納処分をすることはできない（昭和54・2・16大阪地判参照）。この場合において、共益債権である国税に劣後する担保権により、その担保権の実行手続が開始されたときは、その国税についてその手続きの執行機関に交付要求をすることに留意する（同条1項ただし書参照）。</u></p> <p><u>（注） 共益債権となる国税としては、次のものがある。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1 企業価値担保権の実行手続開始後の企業価値担保権設定者の事業の経営並びに担保目的財産の管理及び処分に関する費用の請求権に該当する国税（例えば、実行手続開始後の原因に基づいて生じた法人税等。事業性融資推進法第127条第2号）</u> <u>2 企業価値担保権設定者に対して実行手続開始前の原因に基づいて生じた源泉徴収に係る所得税、消費税、酒税等（同法第128条）</u> <p><u>（優先担保権の行使）</u></p> <p><u>50-5 国税の担保として提供されている財産について、設定されているその担保権が企業価値担保権に優先するものである場合は、企業価値担保権の実行手続開始の決定後においても、実行手続によらないで優先担保権の行使として、通則法第52条第1項</u></p>	

新旧対照表

改正後	改正前
<p>《担保の処分》の規定に基づく滞納処分の例による差押えをすることができる（事業性融資推進法第108条、第96条第9項参照）。</p> <p>（注）<u>優先担保権とは、企業価値担保権の実行手続開始当時債権者の財産につき存する担保権のうち申立人の企業価値担保権に優先するものであって、重複担保権に該当しないものをいう（事業性融資推進法第70条第8項）。</u></p> <p><u>なお、重複担保権とは、債務者の財産を目的として特定被担保債権を担保する質権、抵当権その他の担保権（企業価値担保権を除く。）をいう（同法第11条）。</u></p> <p>第53条関係 保険に付されている財産に対する差押えの効力</p> <p>（これに類する共済）</p> <p>4 法第53条第1項の「その他法律の規定による共済でこれに類するもの」には、次に掲げるものがある。</p> <p>(1) 農業協同組合法の規定による共済（同法第10条第1項第10号、<u>第11条の17</u>参照）</p> <p>(2)・(3) （省略）</p> <p>（事故）</p> <p>15 法第53条第2項の「保険又は共済に係る事故」とは、保険者又は共済事業者が保険又は共済の目的物につき、一定の偶然な事故によって生ずる損害をてん補することを契約している場合において、その保険者又は共済事業者のてん補すべき義務を具体化させる事故をいう（保険法第2条第6号、第5条参照）。</p> <p>(注) 1 （省略）</p> <p>2 共済事故</p>	<p>第53条関係 保険に付されている財産に対する差押えの効力</p> <p>（これに類する共済）</p> <p>4 法第53条第1項の「その他法律の規定による共済でこれに類するもの」には、次に掲げるものがある。</p> <p>(1) 農業協同組合法の規定による共済（同法第10条第1項第10号、<u>第11条の7</u>参照）</p> <p>(2)・(3) （同左）</p> <p>（事故）</p> <p>15 法第53条第2項の「保険又は共済に係る事故」とは、保険者又は共済事業者が保険又は共済の目的物につき、一定の偶然な事故によって生ずる損害をてん補することを契約している場合において、その保険者又は共済事業者のてん補すべき義務を具体化させる事故をいう（保険法第2条第6号、第5条参照）。</p> <p>(注) 1 （同左）</p> <p>2 共済事故</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>共済に係る事故としては、火災共済協同組合が締結するものについては火災又は落雷等の偶然の事故、農業協同組合が締結するものについては共済規程に定める事故、水産業協同組合が締結するものについては共済規程に定める事故及び消費生活協同組合が締結するものについては規約に定める事故等がある（中小企業等協同組合法第9条の7の2、農業協同組合法第11条の17、水産業協同組合法第15条の2、第96条第1項、第100条の8、消費生活協同組合法第26条の3参照）。</p> <p style="text-align: center;">第55条関係 質権者等に対する差押えの通知</p> <p>（質権、抵当権、先取特権）</p> <p>8 法第55条第1号の「質権、抵当権、先取特権」は、保全仮登記がされた質権、抵当権及び先取特権が含まれる（法第133条第3項参照）。</p> <p style="text-align: center;">第3款 債権の差押</p> <p style="text-align: center;">第62条関係 差押えの手續及び効力発生時期</p> <p>郵便貯金</p> <p>19 郵便貯金の差押えについては、次のことに留意する。</p> <p>(1) 第三債務者及び債権差押通知書の送達先</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 預入年月日が平成19年9月30日以前の定額貯金・定期貯金 <u>独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構</u> を第三債務者として、当該郵便貯金の貯金原簿を所管する貯金事務センタ</p>	<p>共済に係る事故としては、火災共済協同組合が締結するものについては火災又は落雷等の偶然の事故、農業協同組合が締結するものについては共済規程に定める事故、水産業協同組合が締結するものについては共済規程に定める事故及び消費生活協同組合が締結するものについては規約に定める事故等がある（中小企業等協同組合法第9条の7の2、農業協同組合法第11条の7、水産業協同組合法第15条の2、第96条第1項、第100条の8、消費生活協同組合法第26条の3参照）。</p> <p style="text-align: center;">第55条関係 質権者等に対する差押えの通知</p> <p>（質権、抵当権、先取特権）</p> <p>8 法第55条第1号の「質権、抵当権、先取特権」は、保全仮登記がされた質権、抵当権及び先取特権が含まれる（法第133条第3項、<u>令第50条第4項</u>参照）。</p> <p style="text-align: center;">第3款 債権の差押</p> <p style="text-align: center;">第62条関係 差押えの手續及び効力発生時期</p> <p>郵便貯金</p> <p>19 郵便貯金の差押えについては、次のことに留意する。</p> <p>(1) 第三債務者及び債権差押通知書の送達先</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 預入年月日が平成19年9月30日以前の定額貯金・定期貯金 <u>独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構</u>を第三債務者として、当該郵便貯金の貯金原簿を所管する貯金事務センター等に債権差押通知書を</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>一等に債権差押通知書を送達すること。</p> <p>(2) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第5款 無体財産権等の差押え</p> <p style="text-align: center;">第73条関係 電話加入権等の差押えの手続及び効力発生時期</p> <p>(商標権の専用使用権及び通常使用権)</p> <p>43 1の(14)に掲げる「商標権についての専用使用権及び通常使用権」とは、商標権者以外の者が指定商品等について登録商標を使用することができる権利をいう(商標法第30条、第31条参照)。これらの専用使用権及び通常使用権は差し押さえることができるが、商標権者(専用使用権についての通常使用権にあつては、商標権者及び専用使用権者)の承諾を得た場合及び相続その他の<u>一般承継</u>の場合を除いては、移転することができない(同法第30条第3項、第31条第3項)。</p> <p style="text-align: center;">第74条関係 差し押さえた持分の払戻しの請求</p> <p>払戻し等の請求ができる組合等</p> <p>1 法第74条第1項の規定により持分の一部の払戻し等を請求できる法人は、組合員、会員その他の持分を有する構成員が任意に(脱退につき予告その他一定の手続を要する場合には、これをした後任意に)脱退することができるもの(持分会社を除く。)をいい、おおむね次に掲げるもの(以下第74条関係において「組合等」という。)である。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 農業協同組合及び農業協同組合連合会(農業協同組合法第20条)</p>	<p>送達すること。</p> <p>(2) (同左)</p> <p style="text-align: center;">第5款 無体財産権等の差押え</p> <p style="text-align: center;">第73条関係 電話加入権等の差押えの手続及び効力発生時期</p> <p>(商標権の専用使用権及び通常使用権)</p> <p>43 1の(14)に掲げる「商標権についての専用使用権及び通常使用権」とは、商標権者以外の者が指定商品等について登録商標を使用することができる権利をいう(商標法第30条、第31条参照)。これらの専用使用権及び通常使用権は差し押さえることができるが、商標権者(専用使用権についての通常使用権にあつては、商標権者及び専用使用権者)の承諾を得た場合及び相続その他の<u>一般継承</u>の場合を除いては、移転することができない(同法第30条第3項、第31条第3項)。</p> <p style="text-align: center;">第74条関係 差し押さえた持分の払戻しの請求</p> <p>払戻し等の請求ができる組合等</p> <p>1 法第74条第1項の規定により持分の一部の払戻し等を請求できる法人は、組合員、会員その他の持分を有する構成員が任意に(脱退につき予告その他一定の手続を要する場合には、これをした後任意に)脱退することができるもの(持分会社を除く。)をいい、おおむね次に掲げるもの(以下第74条関係において「組合等」という。)である。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 農業協同組合及び農業協同組合連合会(農業協同組合法第21条)</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(4)～(9) (省略)</p> <p>(持分の払戻し)</p> <p>6 法第74条第1項の「払戻し」とは、第73条関係1の(2)及び(4)に掲げる持分の一部について、脱退があったと仮定した場合における中小企業等協同組合法等の規定による持分の払戻しをいい、その持分の金額は、脱退を仮定した事業年度の終わりにおける組合等の財産によって定まる(中小企業等協同組合法第20条第2項、水産業協同組合法第28条第2項、第86条第1項、第92条第2項、第96条第2項、第100条第2項、第100条の6第2項、<u>農業協同組合法第22条第2項</u>、森林組合法第38条第2項、第100条第1項、第109条第2項、農住組合法第24条第2項、中小漁業融資保証法第17条第1項、第18条第1項等)。この場合における財産の評価は、帳簿価額ではなく、その組合等の事業の継続を前提として一括譲渡するときの価額が標準になる(昭和44・12・11最高判参照)。</p> <p>(注) 組合等の構成員である滞納者が組合等に対して債務を負っているときは、その債務を完済するまでは、組合等は持分の払戻しを停止することができる(中小企業等協同組合法第22条、水産業協同組合法第30条、第86条第1項、第92条第2項、第96条第2項、第100条第2項、第100条の6第2項、<u>農業協同組合法第25条</u>、森林組合法第40条、第100条第1項、第109条第2項、農住組合法第27条、中小漁業融資保証法第18条第2項等)。</p> <p>(信用金庫等の特例)</p> <p>7 法第74条第1項の「組合等による譲受けが認められている持分」とは、信用金庫の会員又は農業協同組合の組合員(出資組合の組合員に限る。以下同じ。)の持分をいい、その「譲受け」とは、会員の持分の一部について信用金庫法第16条《自由脱退》又は<u>農業協同組合法第20条</u>《任意脱退》の規定による脱退を仮定し</p>	<p>(4)～(9) (同左)</p> <p>(持分の払戻し)</p> <p>6 法第74条第1項の「払戻し」とは、第73条関係1の(2)及び(4)に掲げる持分の一部について、脱退があったと仮定した場合における中小企業等協同組合法等の規定による持分の払戻しをいい、その持分の金額は、脱退を仮定した事業年度の終わりにおける組合等の財産によって定まる(中小企業等協同組合法第20条第2項、水産業協同組合法第28条第2項、第86条第1項、第92条第2項、第96条第2項、第100条第2項、第100条の6第2項、<u>農業協同組合法第23条第2項</u>、森林組合法第38条第2項、第100条第1項、第109条第2項、農住組合法第24条第2項、中小漁業融資保証法第17条第1項、第18条第1項等)。この場合における財産の評価は、帳簿価額ではなく、その組合等の事業の継続を前提として一括譲渡するときの価額が標準になる(昭和44・12・11最高判参照)。</p> <p>(注) 組合等の構成員である滞納者が組合等に対して債務を負っているときは、その債務を完済するまでは、組合等は持分の払戻しを停止することができる(中小企業等協同組合法第22条、水産業協同組合法第30条、第86条第1項、第92条第2項、第96条第2項、第100条第2項、第100条の6第2項、<u>農業協同組合法第26条</u>、森林組合法第40条、第100条第1項、第109条第2項、農住組合法第27条、中小漁業融資保証法第18条第2項等)。</p> <p>(信用金庫等の特例)</p> <p>7 法第74条第1項の「組合等による譲受けが認められている持分」とは、信用金庫の会員又は農業協同組合の組合員(出資組合の組合員に限る。以下同じ。)の持分をいい、その「譲受け」とは、会員の持分の一部について信用金庫法第16条《自由脱退》又は<u>農業協同組合法第21条</u>《任意脱退》の規定による脱退を仮定し</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>た場合における同条の規定による持分の譲受け（会員から信用金庫への譲渡）をいう。</p> <p>なお、持分の譲受けの請求をする場合において、信用金庫の会員の持分については1万円（出資の1口の金額で1万円を整除することができないときは、1万円を超え1万円に最も近い整除できる金額とする。）、農業協同組合の組合員の持分については出資1口以下の金額の部分については、その譲受けの請求をしないものとする。</p> <p>(注) 1 信用金庫の会員又は農業協同組合の組合員は、持分の全部の譲渡によって脱退することができるが（信用金庫法第16条前段、<u>農業協同組合法第20条第1項前段</u>）、この場合において、その譲渡を受ける者がいないときは、会員又は組合員から信用金庫に対して、定款で定める期間内にその持分を譲り受けるべきことを請求できることになっており（信用金庫法第16条後段、<u>農業協同組合法第20条第1項後段</u>）、その反面、この自由脱退の場合には、持分の払戻しの制度はない。</p> <p>2 信用金庫の会員又は農業協同組合の組合員が信用金庫法第17条第1項第1号から第4号まで又は第2項《法定脱退事由》又は<u>農業協同組合法第21条第1項《当然脱退及び除名》</u>の規定により脱退したときは、信用金庫法第18条《脱退者の持分の払戻》又は<u>農業協同組合法第22条《脱退の際の持分払戻し請求権》</u>の規定により、持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる。</p> <p>3 信用金庫は、脱退した会員又は組合員が信用金庫又は農業協同組合に対する債務を完済するまでは、その持分の払戻しを停止することができる（信用金庫法第20条、<u>農業協同組合法第25条</u>）。</p> <p>(予告期間)</p>	<p>た場合における同条の規定による持分の譲受け（会員から信用金庫への譲渡）をいう。</p> <p>なお、持分の譲受けの請求をする場合において、信用金庫の会員の持分については1万円（出資の1口の金額で1万円を整除することができないときは、1万円を超え1万円に最も近い整除できる金額とする。）、農業協同組合の組合員の持分については出資1口以下の金額の部分については、その譲受けの請求をしないものとする。</p> <p>(注) 1 信用金庫の会員又は農業協同組合の組合員は、持分の全部の譲渡によって脱退することができるが（信用金庫法第16条前段、<u>農業協同組合法第21条第1項前段</u>）、この場合において、その譲渡を受ける者がいないときは、会員又は組合員から信用金庫に対して、定款で定める期間内にその持分を譲り受けるべきことを請求できることになっており（信用金庫法第16条後段、<u>農業協同組合法第21条第1項後段</u>）、その反面、この自由脱退の場合には、持分の払戻しの制度はない。</p> <p>2 信用金庫の会員又は農業協同組合の組合員が信用金庫法第17条第1項第1号から第4号まで又は第2項《法定脱退事由》又は<u>農業協同組合法第22条第1項《当然脱退事由》</u>の規定により脱退したときは、信用金庫法第18条《脱退者の持分の払戻》又は<u>農業協同組合法第23条《脱退の際の持分払戻し請求権》</u>の規定により、持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる。</p> <p>3 信用金庫は、脱退した会員又は組合員が信用金庫又は農業協同組合に対する債務を完済するまでは、その持分の払戻しを停止することができる（信用金庫法第20条、<u>農業協同組合法第26条</u>）。</p> <p>(予告期間)</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>8 法第74条第2項の「組合等からの脱退につき、法律又は定款の定めにより、これと異なる一定期間前に組合等に予告することを必要とするもの」及び「その期間」は、おおむね次のとおりである。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 水産業協同組合法、農業協同組合法、森林組合法及び農住組合法による組合等については、事業年度終了の60日前まで。ただし、定款の定めにより1年を超えない範囲でこの予告期間を延長しているときは、その期間（水産業協同組合法第26条、第86条第1項、第92条第2項、第96条第2項、第100条第2項、第100条の6第2項、<u>農業協同組合法第20条</u>、森林組合法第36条、第100条第1項、第109条第2項、農住組合法第22条）</p> <p>(3) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第6款 差押禁止財産</p> <p style="text-align: center;">第76条関係 給与の差押禁止</p> <p>(同一期間につき2以上の給料等の支給を受ける場合)</p> <p>9 同一期間につきAとBとの支払先から給料等の支給を受ける場合において、これらの給料等につき差押えをした場合の法第76条第1項第4号（以下9において「第4号」という。）及び第5号（以下9において「第5号」という。）の金額計算は、次のいずれかの方法によるものとする。</p> <p>(1) Aの給料等につき、第4号及び第5号の金額を計算し、次にAとBとの給料等の合計額について第4号及び第5号の金額を計算し、その合計額から、Aの給料等の第4号及び第5号の金額を控除したものをもち、Bの給料等の第4号及び第5号の金額とする方法</p>	<p>8 法第74条第2項の「組合等からの脱退につき、法律又は定款の定めにより、これと異なる一定期間前に組合等に予告することを必要とするもの」及び「その期間」は、おおむね次のとおりである。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 水産業協同組合法、農業協同組合法、森林組合法及び農住組合法による組合等については、事業年度終了の60日前まで。ただし、定款の定めにより1年を超えない範囲でこの予告期間を延長しているときは、その期間（水産業協同組合法第26条、第86条第1項、第92条第2項、第96条第2項、第100条第2項、第100条の6第2項、<u>農業協同組合法第21条</u>、森林組合法第36条、第100条第1項、第109条第2項、農住組合法第22条）</p> <p>(3) (同左)</p> <p style="text-align: center;">第6款 差押禁止財産</p> <p style="text-align: center;">第76条関係 給与の差押禁止</p> <p>(同一期間につき2以上の給料等の支給を受ける場合)</p> <p>9 同一期間につきAとBとの支払先から給料等の支給を受ける場合において、これらの給料等につき差押えをした場合の法第76条第1項第4号（以下9において「第4号」という。）及び第5号（以下9において「第5号」という。）の金額計算は、次のいずれかの方法によるものとする。</p> <p>(1) Aの給料等につき、第4号及び第5号の金額を計算し、次にAとBとの給料等の合計額について第4号及び第5号の金額を計算し、その合計額から、Aの給料等の第4号及び第5号の金額を控除したものをもち、Bの給料等の第4号及び第5号の金額とする方法</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>〔例〕 Aの給料 支給額……………300,000 円 法第 76 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで（以下 9 において「第 1 号から第 3 号まで」という。）の金額…<u>47,000 円</u> Bの給料 支給額……………50,000 円 第 1 号から第 3 号までの金額……………5,000 円 滞納者の家族構成 配偶者、扶養親族<u>1</u>人 上記の場合における A と B との給料のそれぞれ第 4 号及び第 5 号の金額の計算は、次のとおりである。 イ A の給料の第 4 号の金額は <u>203,000 円</u>（滞納者分 <u>107,000 円</u> + 配偶者・扶養親族分 <u>48,000 円 × 2 人</u>）、第 5 号の金額は <u>10,000 円</u>（支給額 300,000 円 - 第 1 号から第 3 号までの金額 <u>47,000 円</u> - 第 4 号の金額 <u>203,000 円</u>） × 20 / 100）、その合計額は <u>213,000 円</u> となる。 ロ A と B との給料の合計額 350,000 円についての第 4 号の金額は <u>203,000 円</u>（滞納者分 <u>107,000 円</u> + 配偶者・扶養親族分 <u>48,000 円 × 2 人</u>）、第 5 号の金額は <u>19,000 円</u>（350,000 円 - A の第 1 号から第 3 号までの金額 <u>47,000 円</u> - B の第 1 号から第 3 号までの金額 5,000 円 - A と B との給料の合計額についての第 4 号の金額 <u>203,000 円</u>） × 20 / 100）、その合計額は <u>222,000 円</u> となる。 ハ B の給料の第 4 号及び第 5 号の金額の合計額は、9,000 円（ロの第 4 号及び第 5 号の合計額 <u>222,000 円</u> - イの第 4 号及び第 5 号の合計額 <u>213,000 円</u>）となる。このうち、B の給料の第 4 号の金額は 0 円（A と B との給料の合計額についての第 4 号の金額 <u>203,000 円</u> - A の給料の第 4 号の金額 <u>203,000 円</u>）、B の給料の第 5 号の金額は 9,000 円（B の給料の第 4 号及び第 5 号の金額 9,000 円 - B の給料の第 4 号の金額 0 円）となる。</p>	<p>〔例〕 Aの給料 支給額……………300,000 円 法第 76 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで（以下 9 において「第 1 号から第 3 号まで」という。）の金額…<u>50,000 円</u> Bの給料 支給額……………50,000 円 第 1 号から第 3 号までの金額……………5,000 円 滞納者の家族構成 配偶者、扶養親族<u>2</u>人 上記の場合における A と B との給料のそれぞれ第 4 号及び第 5 号の金額の計算は、次のとおりである。 イ A の給料の第 4 号の金額は <u>235,000 円</u>（滞納者分 <u>100,000 円</u> + 配偶者・扶養親族分 <u>45,000 円 × 3 人</u>）、第 5 号の金額は <u>3,000 円</u>（支給額 300,000 円 - 第 1 号から第 3 号までの金額 <u>50,000 円</u> - 第 4 号の金額 <u>235,000 円</u>） × 20 / 100）、その合計額は <u>238,000 円</u> となる。 ロ A と B との給料の合計額 350,000 円についての第 4 号の金額は <u>235,000 円</u>（滞納者分 <u>100,000 円</u> + 配偶者・扶養親族分 <u>45,000 円 × 3 人</u>）、第 5 号の金額は <u>12,000 円</u>（350,000 円 - A の第 1 号から第 3 号までの金額 <u>50,000 円</u> - B の第 1 号から第 3 号までの金額 5,000 円 - A と B との給料の合計額についての第 4 号の金額 <u>235,000 円</u>） × 20 / 100）、その合計額は <u>247,000 円</u> となる。 ハ B の給料の第 4 号及び第 5 号の金額の合計額は、9,000 円（ロの第 4 号及び第 5 号の合計額 <u>247,000 円</u> - イの第 4 号及び第 5 号の合計額 <u>238,000 円</u>）となる。このうち、B の給料の第 4 号の金額は 0 円（A と B との給料の合計額についての第 4 号の金額 <u>235,000 円</u> - A の給料の第 4 号の金額 <u>235,000 円</u>）、B の給料の第 5 号の金額は 9,000 円（B の給料の第 4 号及び第 5 号の金額 9,000 円 - B の給料の第 4 号の金額 0 円）となる。</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>ニ 以上の結果、AとBとの給料のそれぞれ第4号及び第5号の金額は次のとおりとなる。</p> <p>Aの給料の第4号の金額……………<u>203,000円</u></p> <p>Aの給料の第5号の金額…………… <u>10,000円</u></p> <p>Bの給料の第4号の金額……………0円</p> <p>Bの給料の第5号の金額……………9,000円</p> <p>(2) AとBとの給料等の合計額につき、第4号及び第5号の金額を計算し、そのそれぞれの金額をそれぞれの給料等の金額から第1号から第3号までの金額を控除した残額に相当する金額であん分した金額をもって、それぞれの給料等の第4号及び第5号の金額とする方法</p> <p>〔例〕 設例が(1)と同じ場合におけるAとBとの給料のそれぞれ第4号及び第5号の金額の計算は、次のとおりである。</p> <p>イ AとBとの給料の合計額350,000円についての第4号の金額は、<u>203,000円</u>、第5号の金額は <u>19,000円</u>となる ((1)のロ参照)。</p> <p>ロ Aの給料の金額から、第1号から第3号までの金額を控除した金額は、<u>253,000円</u> (300,000円－<u>47,000円</u>) となる。</p> <p>ハ Bの給料の金額から、第1号から第3号までの金額を控除した金額は、45,000円 (50,000円－5,000円) となる。</p> <p>ニ イの第4号の金額をロの金額とハの金額であん分すると、Aの給料の第4号の金額は</p> <p><u>172,346円</u> ($203,000円 \times 253,000円 / (253,000円 + 45,000円)$)、</p> <p>Bの給料の第4号の金額は</p> <p><u>30,654円</u> ($203,000円 \times 45,000円 / (253,000円 + 45,000円)$) となる。</p> <p>ホ イの第5号の金額をロの金額とハの金額であん分すると、Aの給料の第5号の金額は</p>	<p>ニ 以上の結果、AとBとの給料のそれぞれ第4号及び第5号の金額は次のとおりとなる。</p> <p>Aの給料の第4号の金額……………<u>235,000円</u></p> <p>Aの給料の第5号の金額……………<u>3,000円</u></p> <p>Bの給料の第4号の金額……………0円</p> <p>Bの給料の第5号の金額……………9,000円</p> <p>(2) AとBとの給料等の合計額につき、第4号及び第5号の金額を計算し、そのそれぞれの金額をそれぞれの給料等の金額から第1号から第3号までの金額を控除した残額に相当する金額であん分した金額をもって、それぞれの給料等の第4号及び第5号の金額とする方法</p> <p>〔例〕 設例が(1)と同じ場合におけるAとBとの給料のそれぞれ第4号及び第5号の金額の計算は、次のとおりである。</p> <p>イ AとBとの給料の合計額350,000円についての第4号の金額は、<u>235,000円</u>、第5号の金額は <u>12,000円</u>となる ((1)のロ参照)。</p> <p>ロ Aの給料の金額から、第1号から第3号までの金額を控除した金額は、<u>250,000円</u> (300,000円－<u>50,000円</u>) となる。</p> <p>ハ Bの給料の金額から、第1号から第3号までの金額を控除した金額は、45,000円 (50,000円－5,000円) となる。</p> <p>ニ イの第4号の金額をロの金額とハの金額であん分すると、Aの給料の第4号の金額は</p> <p><u>199,153円</u> ($235,000円 \times 250,000円 / (250,000円 + 45,000円)$)、</p> <p>Bの給料の第4号の金額は</p> <p><u>35,847円</u> ($235,000円 \times 45,000円 / (250,000円 + 45,000円)$) となる。</p> <p>ホ イの第5号の金額をロの金額とハの金額であん分すると、Aの給料の第5号の金額は</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>16,131円</u> (19,000円×253,000円 / (253,000円+45,000円))、 Bの給料の第5号の金額は <u>2,869円</u> (19,000円×45,000円 / (253,000円+45,000円)) となる。</p> <p>へ したがって、AとBとの給料のそれぞれ第4号及び第5号の金額は、次のとおりとなる (第76条関係3参照)。</p> <p>Aの給料の第4号の金額……………<u>173,000円</u> Aの給料の第5号の金額…………… <u>17,000円</u> Bの給料の第4号の金額…………… <u>31,000円</u> Bの給料の第5号の金額……………<u>3,000円</u></p> <p style="text-align: center;">第2節 交付要求</p> <p style="text-align: center;">第82条関係 交付要求の手続</p> <p>担保財産につき強制換価手続が開始された場合</p> <p>4 国税の担保財産につき強制換価手続が開始された場合には、次のことに留意する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 担保を徴した国税が、次に掲げる場合に該当するため、法第15条《法定納期限等以前に設定された質権の優先》、第16条《法定納期限等以前に設定された抵当権の優先》又は第18条の2《法定納期限等以前に設定された企業価値担保権の優先等》の規定を適用して、国税としての優先権を主張する必要があるときは、交付要求をするものとする。</p> <p>なお、この場合における交付要求書には、担保を徴した国税に係る交付要求である旨を付記するものとする。</p> <p>イ 国税の担保権の設定が、その担保財産上に設定された質権、<u>抵当権又はその会</u></p>	<p><u>10,169円</u> (12,000円×250,000円 / (250,000円+45,000円))、 Bの給料の第5号の金額は <u>1,831円</u> (12,000円×45,000円 / (250,000円+45,000円)) となる。</p> <p>へ したがって、AとBとの給料のそれぞれ第4号及び第5号の金額は、次のとおりとなる (第76条関係3参照)。</p> <p>Aの給料の第4号の金額……………<u>200,000円</u> Aの給料の第5号の金額…………… <u>11,000円</u> Bの給料の第4号の金額…………… <u>36,000円</u> Bの給料の第5号の金額……………<u>2,000円</u></p> <p style="text-align: center;">第2節 交付要求</p> <p style="text-align: center;">第82条関係 交付要求の手続</p> <p>担保財産につき強制換価手続が開始された場合</p> <p>4 国税の担保財産につき強制換価手続が開始された場合には、次のことに留意する。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 担保を徴した国税が、次に掲げる場合に該当するため、法第15条《法定納期限等以前に設定された質権の優先》又は第16条《法定納期限等以前に設定された抵当権の優先》の規定を適用して、国税としての優先権を主張する必要があるときは、交付要求をするものとする。</p> <p>なお、この場合における交付要求書には、担保を徴した国税に係る交付要求である旨を付記するものとする。</p> <p>イ 国税の担保権の設定が、その担保財産上に設定された質権又は<u>抵当権の設定に</u></p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>社に設定された<u>企業価値担保権</u>の設定に後れる場合</p> <p>ロ 抵当権の設定に係る国税の利子税又は延滞税が、民法第 375 条《<u>抵当権の被担保債権の範囲</u>》の規定により、その抵当権の満期となった最後の 2 年分に制限されるため、国税債権額の満足を得ることができない場合</p> <p><u>(企業価値担保権の実行手続開始の決定により滞納処分による差押えが失効した場合)</u></p> <p>13 <u>企業価値担保権の実行手続開始の決定により滞納処分による差押えが失効した場合に、当該差押えに係る国税について、税務署長が事業性融資推進法第 136 条第 1 項《<u>租税等の請求権の届出</u>》の規定による届出をしたときは、当該滞納処分による差押えの時に法第 82 条の交付要求があったものとみなされる(事業性融資推進法第 136 条第 2 項)。</u></p> <p style="text-align: center;">第 84 条関係 交付要求の解除</p> <p>(質権者等への通知)</p> <p>4 交付要求を解除した場合は、交付要求に係る強制換価手続が企業担保権の実行手続、<u>企業価値担保権の実行手続</u>又は破産手続であるときを除き、その旨を質権者等に通知しなければならないが(法第 84 条第 3 項、令第 36 条第 4 項)、この通知については、第 55 条関係に準じて行う(第 81 条関係 1 参照)。この書面の様式は、別に定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">第 86 条関係 参加差押えの手続</p> <p>(譲渡担保財産である場合)</p>	<p>後れる場合</p> <p>ロ 抵当権の設定に係る国税の利子税又は延滞税が、民法第 375 条《<u>抵当権の被担保債権の範囲</u>》の規定により、その抵当権の満期となった最後の 2 年分に制限されるため、国税債権額の満足を得ることができない場合</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 84 条関係 交付要求の解除</p> <p>(質権者等への通知)</p> <p>4 交付要求を解除した場合は、交付要求に係る強制換価手続が企業担保権の実行手続又は破産手続であるときを除き、その旨を質権者等に通知しなければならないが(法第 84 条第 3 項、令第 36 条第 4 項)、この通知については、第 55 条関係に準じて行う(第 81 条関係 1 参照)。この書面の様式は、別に定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">第 86 条関係 参加差押えの手続</p> <p>(譲渡担保財産である場合)</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>7 譲渡担保権者の国税により差押えがされている譲渡担保財産について、法第24条第3項《譲渡担保財産に対する滞納処分》の規定により<u>譲渡担保権設定者</u>（譲渡担保財産を譲渡担保権者に譲渡した者をいう。）の国税により参加差押えをすることができ、また、<u>譲渡担保権設定者</u>の国税により差押えがされている譲渡担保財産について譲渡担保権者の国税により参加差押えをすることもできる（令第9条参照）。</p>	<p>7 譲渡担保権者の国税により差押えがされている譲渡担保財産について、法第24条第3項《譲渡担保財産に対する滞納処分》の規定により<u>譲渡担保設定者</u>（譲渡担保財産を譲渡担保権者に譲渡した者をいう。）の国税により参加差押えをすることができ、また、<u>譲渡担保設定者</u>の国税により差押えがされている譲渡担保財産について譲渡担保権者の国税により参加差押えをすることもできる（令第9条参照）。</p>
<p>第3節 財産の換価</p> <p>第1款 通則</p> <p>第89条関係 換価する財産の範囲等</p>	<p>第3節 財産の換価</p> <p>第1款 通則</p> <p>第89条関係 換価する財産の範囲等</p>
<p>換価ができない場合</p> <p>6 次に掲げる国税については、原則として、それぞれに<u>定める</u>期間内は、換価をすることができない。</p> <p>なお、果実等については、法第90条第1項及び第2項《果実等の換価の制限》の規定の適用がある。</p> <p>(1)～(16) (省略)</p> <p>(17) <u>企業担保法第19条《開始決定》の規定により企業担保権の実行手続開始の決定</u>があった株式会社に係る国税 その実行手続の係属する期間（<u>同法第28条</u>）</p> <p>(18) (省略)</p> <p>(19) <u>事業性融資推進法第87条《実行手続開始の決定》の規定により企業価値担保権の実行手続開始の決定があった会社に係る国税（公益債権を除く。）</u> その実行手続の係属する期間（<u>同法第96条第1項、第2項</u>）</p>	<p>換価ができない場合</p> <p>6 次に掲げる国税については、原則として、それぞれに<u>掲げる</u>期間内は、換価をすることができない。</p> <p>なお、果実等については、法第90条第1項及び第2項《果実等の換価の制限》の規定の適用がある。</p> <p>(1)～(16) (同左)</p> <p>(17) 企業担保権の<u>実行手続の開始</u>があった株式会社に係る国税 その実行手続の係属する期間（<u>企業担保法第28条</u>）</p> <p>(18) (同左)</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>15 <u>削除</u></p> <p>(麻薬及び向精神薬取締法)</p> <p>18 麻薬については、麻薬及び向精神薬取締法第26条第1項《<u>譲受け</u>》の規定により、同項各号のいずれかに該当する場合を除き、麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者、<u>麻薬研究施設の設置者又は大麻草栽培者</u>に対してでなければ換価により売却することができない。</p> <p>向精神薬輸入業者、向精神薬製造製剤業者及び向精神薬卸売業者が所有する向精神薬については、同法第50条の16第2項《<u>譲渡し等</u>》の規定により、向精神薬営業者（向精神薬輸入業者を除く。）、病院等の開設者及び向精神薬試験研究施設設置者以外の者に譲渡してはならないことに留意する。</p> <p>(注)1 「麻薬」とは、同法第2条第1項第1号《<u>定義等</u>》の規定による同法別表第1に掲げるコカ葉、モルヒネ等<u>及び大麻</u>をいう。</p> <p><u>なお、大麻とは、大麻草（その種子及び成熟した茎を除く。）及びその製品（大麻草としての形状を有しないものを除く。）をいう（同項第1号</u></p>	<p>(<u>大麻取締法</u>)</p> <p>15 <u>大麻</u>については、<u>大麻取締法第3条第1項《譲渡等の制限》</u>の規定により、<u>大麻取扱者</u>に対してでなければ換価により売却することができない。</p> <p>(注)1 「<u>大麻</u>」とは、<u>大麻草（カンナビス・サティバ・エル）及びその製品をいい、大麻草の成熟した茎及びその製品（樹脂を除く。）並びに大麻草の種子及びその製品を除く（同法第1条）。</u></p> <p>2 「<u>大麻取扱者</u>」とは、<u>都道府県知事の免許を受けて繊維又は種子を採取する目的で大麻草を栽培する大麻栽培者及び都道府県知事の免許を受けて大麻を研究する目的で大麻草を栽培し、又は大麻を使用する大麻研究者をいう（同法第2条）。</u></p> <p>(麻薬及び向精神薬取締法)</p> <p>18 麻薬については、麻薬及び向精神薬取締法第26条第1項《<u>譲受</u>》の規定により、同項各号のいずれかに該当する場合を除き、麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者<u>又は</u>麻薬研究施設の設置者に対してでなければ換価により売却することができない。</p> <p>向精神薬輸入業者、向精神薬製造製剤業者及び向精神薬卸売業者が所有する向精神薬については、同法第50条の16第2項《<u>譲渡し等</u>》の規定により、向精神薬営業者（向精神薬輸入業者を除く。）、病院等の開設者及び向精神薬試験研究施設設置者以外の者に譲渡してはならないことに留意する。</p> <p>(注)1 「麻薬」とは、同法第2条第1号《<u>用語の定義</u>》の規定による同法別表第1に掲げるコカ葉、モルヒネ等をいう。</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>の2、大麻草の栽培の規制に関する法律第2条第2項）。</u></p> <p><u>おって、大麻草とは、カンナビス・サティバ・リンネをいう（同条第1項）。</u></p> <p>2 「麻薬営業者」とは麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者、麻薬元卸売業者、麻薬卸売業者及び麻薬小売業者をいう（<u>麻薬及び向精神薬取締法第2条第1項第9号、第8号</u>）。</p> <p>3 「麻薬診療施設」とは、麻薬施用者が診療に従事する病院等をいう（<u>同項第22号</u>）。</p> <p>4 「麻薬研究施設」とは、麻薬研究者が研究に従事する研究施設をいう（<u>同項第23号</u>）。</p> <p>5 「<u>大麻草栽培者</u>」とは、<u>第一種大麻草採取栽培者、第二種大麻草採取栽培者及び大麻草研究栽培者をいう（同項第45号、大麻草の栽培の規制に関する法律第2条第3項）。</u></p> <p><u>なお、第一種大麻草採取栽培者とは、大麻草の栽培の規制に関する法律第5条第1項の規定により都道府県知事の免許を受けて、大麻草から製造される製品（大麻草としての形状を有しないものを含み、種子又は成熟した茎の製品その他の厚生労働省令で定めるものに限る。）の原材料を採取する目的で、大麻草を栽培する者をいい（同法第2条第4項）、第二種大麻草採取栽培者とは、同法第13条第1項の規定により厚生労働大臣の免許を受けて、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品の原料を採取する目的で、大麻草を栽培する者をいい（大麻草の栽培の規制に関する法律第2条第5項）、大麻草研究栽培者とは、同法第13条第1項の規定により厚生労働大臣の免許を受けて、大麻草を研究する目的で、大麻草を栽培する者をいう（同法第2条第6項）。</u></p>	<p>2 「麻薬営業者」とは麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者、麻薬元卸売業者、麻薬卸売業者及び麻薬小売業者をいう（<u>同条第8号、第9号</u>）。</p> <p>3 「麻薬診療施設」とは、麻薬施用者が診療に従事する病院等をいう（<u>同条第22号</u>）。</p> <p>4 「麻薬研究施設」とは、麻薬研究者が研究に従事する研究施設をいう（<u>同条第23号</u>）。</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>6 「向精神薬」とは、<u>麻薬及び向精神薬取締法第2条第1項第6号《定義等》</u>の規定による同法別表第3に掲げる物をいう。</p> <p>7 「向精神薬輸入業者」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、向精神薬を輸入することを業とする者をいう（同法第2条第1項第28号）。</p> <p>8 「向精神薬製造製剤業者」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、向精神薬を製造すること（向精神薬を精製すること、及び向精神薬に化学的变化を加えて他の向精神薬にすることを含む。）、向精神薬を製剤すること（向精神薬に化学的变化を加えないで他の向精神薬にすることをいう。ただし、調剤を除く。）、又は向精神薬を小分けすること（他人から譲り受けた向精神薬を分割して容器に収めることをいう。）を業とする者をいう（<u>同項第30号</u>）。</p> <p>9 「向精神薬卸売業者」とは、都道府県知事の免許を受けて、向精神薬取扱者（向精神薬輸入業者を除く。）に向精神薬を譲り渡すことを業とする者をいう（<u>同項第32号</u>）。</p> <p>10 「向精神薬営業者」とは、病院等の開設者及び向精神薬試験研究施設設置者以外の向精神薬取扱者をいう（<u>同項第27号</u>）。</p> <p>11 「向精神薬試験研究施設設置者」とは、学術研究又は試験検査のため向精神薬を製造し、又は使用する施設の設置者であって、厚生労働大臣又は都道府県知事の登録を受けたものをいう（<u>同項第34号</u>）。</p>	<p>5 「向精神薬」とは、<u>同条第6号《用語の定義》</u>の規定による同法別表第3に掲げる<u>コカ薬、モルヒネ等</u>をいう。</p> <p>6 「向精神薬輸入業者」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、向精神薬を輸入することを業とする者をいう（同法第2条第28号）。</p> <p>7 「向精神薬製造製剤業者」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、向精神薬を製造すること（向精神薬を精製すること、及び向精神薬に化学的变化を加えて他の向精神薬にすることを含む。）、向精神薬を製剤すること（向精神薬に化学的变化を加えないで他の向精神薬にすることをいう。ただし、調剤を除く。）、又は向精神薬を小分けすること（他人から譲り受けた向精神薬を分割して容器に収めることをいう。）を業とする者をいう（<u>同条第30号</u>）。</p> <p>8 「向精神薬卸売業者」とは、都道府県知事の免許を受けて、向精神薬取扱者（向精神薬輸入業者を除く。）に向精神薬を譲り渡すことを業とする者をいう（<u>同条第32号</u>）。</p> <p>9 「向精神薬営業者」とは、病院等の開設者及び向精神薬試験研究施設設置者以外の向精神薬取扱者をいう（<u>同条第27号</u>）。</p> <p>10 「向精神薬試験研究施設設置者」とは、学術研究又は試験検査のため向精神薬を製造し、又は使用する施設の設置者であって、厚生労働大臣又は都道府県知事の登録を受けたものをいう（<u>同条第34号</u>）。</p>
<p style="text-align: center;">第92条関係 買受人の制限</p> <p>（譲渡担保財産）</p> <p>2 換価の目的となった譲渡担保財産については、譲渡担保権者であると<u>譲渡担保権設定者</u>であるとを問わず、買い受けることができる（法第49条、第92条前段か</p>	<p style="text-align: center;">第92条関係 買受人の制限</p> <p>（譲渡担保財産）</p> <p>2 換価の目的となった譲渡担保財産については、譲渡担保権者であると<u>譲渡担保設定者</u>であるとを問わず、買い受けることができる（法第49条、第92条前段か</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>っこ書参照)。</p> <p style="text-align: center;">第2款 公売</p> <p style="text-align: center;">第95条関係 公売公告</p> <p>(一定の資格を必要とする場合)</p> <p>13 法第95条第1項第7号の「一定の資格を必要とするとき」とは、公売財産を買い受けるために、法令その他の規定により一定の資格を必要とする場合をいい、例えば、次に掲げる差押財産の公売については、次に掲げる資格を必要とすることをいう。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(1)</u> 特定毒物(毒物(毒物及び劇物取締法第2条第1項《毒物の定義》の規定による同法別表第1に掲げるものであって、医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。)であって、同法別表第3に掲げるものをいう。) 毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は特定毒物使用者(同法第3条の2第6項)</p> <p><u>(2)</u> 覚せい剤(覚せい剤取締法第2条第1項《覚せい剤の意義》の規定に掲げるフェニルアミノプロパン、フェニルメチルアミノプロパン等をいう。) 覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者(同法第17条)</p> <p><u>(3)</u> 麻薬(麻薬及び向精神薬取締法第2条第1項第1号《定義等》の規定による同法別表第1に掲げるコカ葉、モルヒネ等及び大麻をいう。) 麻薬営業者(麻薬施用者、麻薬管理者及び麻薬研究者以外の麻薬取扱者)、麻薬診療施設の開設者、麻薬研究施設の設置者又は大麻草栽培者(同法第26条第1項)</p>	<p>っこ書参照)。</p> <p style="text-align: center;">第2款 公売</p> <p style="text-align: center;">第95条関係 公売公告</p> <p>(一定の資格を必要とする場合)</p> <p>13 法第95条第1項第7号の「一定の資格を必要とするとき」とは、公売財産を買い受けるために、法令その他の規定により一定の資格を必要とする場合をいい、例えば、次に掲げる差押財産の公売については、次に掲げる資格を必要とすることをいう。</p> <p><u>(1)</u> <u>大麻取締法第1条の大麻(大麻草(カンナビス・サティバ・エル)及びその製品をいい、大麻草の成熟した茎及びその製品(樹脂を除く。))並びに大麻草の種子及びその製品を除く。)</u> 大麻取扱者(同法第3条第1項)</p> <p><u>(2)</u> 特定毒物(毒物(毒物及び劇物取締法第2条第1項《毒物の定義》の規定による同法別表第1に掲げるものであって、医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。)であって、同法別表第3に掲げるものをいう。) 毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は特定毒物使用者(同法第3条の2第6項)</p> <p><u>(3)</u> 覚せい剤(覚せい剤取締法第2条第1項《覚せい剤の意義》の規定に掲げるフェニルアミノプロパン、フェニルメチルアミノプロパン等をいう。) 覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者(同法第17条)</p> <p><u>(4)</u> 麻薬(麻薬及び向精神薬取締法第2条第1号《用語の定義》の規定による同法別表第1に掲げるコカ葉、モルヒネ等をいう。) 麻薬営業者(麻薬施用者、麻薬管理者及び麻薬研究者以外の麻薬取扱者)、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者(同法第26条第1項)</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>④</u> けしがら（あへん法第3条第3号のけしの麻薬を抽出することができる部分（種子を除く。）をいう。） けし栽培者、麻薬製造業者又は麻薬研究施設の設置者（同法第7条第2項）</p> <p style="text-align: center;">第96条関係 公売の通知</p> <p>（質権、抵当権、先取特権）</p> <p>4 法第96条第1項第2号の「質権、抵当権、先取特権」には、仮登記（保全仮登記を含む。）がされた質権、抵当権及び先取特権が含まれる（法第133条第3項参照）。</p> <p style="text-align: center;">第3款 随意契約による売却</p> <p style="text-align: center;">第109条関係 随意契約による売却</p> <p>（公益上適当でないと認められるとき）</p> <p>4 法第109条第1項第1号の「その他公売に付することが公益上適当でないと認められる」場合において公売に代えて随意契約により売却することができるときは、例えば、次に掲げる場合をいう。</p> <p>(1) あへん法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法、覚せい剤取締法、火薬類取締法、銃砲刀剣類所持等取締法等の法令の規定により譲渡の相手方が制限されている場合において、その法令の規定により、譲受けが認められている者に対してその財産を売却しようとするとき。</p> <p>(2)・(3) （省略）</p>	<p><u>⑤</u> けしがら（あへん法第3条第3号のけしの麻薬を抽出することができる部分（種子を除く。）をいう。） けし栽培者、麻薬製造業者又は麻薬研究施設の設置者（同法第7条第2項）</p> <p style="text-align: center;">第96条関係 公売の通知</p> <p>（質権、抵当権、先取特権）</p> <p>4 法第96条第1項第2号の「質権、抵当権、先取特権」には、仮登記（保全仮登記を含む。）がされた質権、抵当権及び先取特権が含まれる（法第133条第3項、<u>令第50条第4項</u>参照）。</p> <p style="text-align: center;">第3款 随意契約による売却</p> <p style="text-align: center;">第109条関係 随意契約による売却</p> <p>（公益上適当でないと認められるとき）</p> <p>4 法第109条第1項第1号の「その他公売に付することが公益上適当でないと認められる」場合において公売に代えて随意契約により売却することができるときは、例えば、次に掲げる場合をいう。</p> <p>(1) あへん法、<u>大麻取締法</u>、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法、覚せい剤取締法、火薬類取締法、銃砲刀剣類所持等取締法等の法令の規定により譲渡の相手方が制限されている場合において、その法令の規定により、譲受けが認められている者に対してその財産を売却しようとするとき。</p> <p>(2)・(3) （同左）</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第5款 代金納付及び権利移転</p> <p style="text-align: center;">第124条関係 担保権の消滅又は引受け</p> <p>担保権等の消滅</p> <p>（先取特権）</p> <p>1 法第124条第1項の「質権、抵当権、先取特権」には、仮登記（保全仮登記を含む。）がされた質権、抵当権、先取特権が含まれる（法第133条第3項参照）。また、同項の「先取特権」とは、法第19条第1項各号《不動産保存の先取特権等》及び第20条第1項各号《不動産賃貸の先取特権等》に掲げる先取特権をいう（法第50条第1項参照）。</p> <p style="text-align: center;">第4節 換価代金等の配当</p> <p style="text-align: center;">第129条関係 配当の原則</p> <p>配当する債権</p> <p>（質権、抵当権、先取特権）</p> <p>1 法第129条第1項第3号の「質権、抵当権、先取特権」には、仮登記（保全仮登記を含む。）がされた質権、抵当権及び先取特権が含まれる（法第133条第3項参照）。また、同号の「先取特権」とは、法第19条第1号各号《不動産保存の先取特権等》及び第20条第1項各号《不動産賃貸の先取特権等》に掲げる先取特権をいい、これらの先取特権以外の先取特権は、配当を受けることができない。</p> <p>（破産手続開始の決定があった場合等）</p>	<p style="text-align: center;">第5款 代金納付及び権利移転</p> <p style="text-align: center;">第124条関係 担保権の消滅又は引受け</p> <p>担保権等の消滅</p> <p>（先取特権）</p> <p>1 法第124条第1項の「質権、抵当権、先取特権」には、仮登記（保全仮登記を含む。）がされた質権、抵当権、先取特権が含まれる（法第133条第3項、<u>令第50条第4項</u>参照）。また、同項の「先取特権」とは、法第19条第1項各号《不動産保存の先取特権等》及び第20条第1項各号《不動産賃貸の先取特権等》に掲げる先取特権をいう（法第50条第1項参照）。</p> <p style="text-align: center;">第4節 換価代金等の配当</p> <p style="text-align: center;">第129条関係 配当の原則</p> <p>配当する債権</p> <p>（質権、抵当権、先取特権）</p> <p>1 法第129条第1項第3号の「質権、抵当権、先取特権」には、仮登記（保全仮登記を含む。）がされた質権、抵当権及び先取特権が含まれる（法第133条第3項、<u>令第50条第4項</u>参照）。また、同号の「先取特権」とは、法第19条第1号各号《不動産保存の先取特権等》及び第20条第1項各号《不動産賃貸の先取特権等》に掲げる先取特権をいい、これらの先取特権以外の先取特権は、配当を受けることができない。</p> <p>（破産手続開始の決定があった場合等）</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>7 滞納者に交付すべき金銭は、次に掲げる場合には、それぞれに<u>定める者</u>に交付するものとする。</p> <p>(1) 滞納者につき破産手続開始の決定が<u>あった場合</u> 破産管財人（破産法第78条第1項）</p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p>(6) 滞納者である株式会社につき企業担保権の<u>実行手続開始の決定</u>があった場合 管財人（企業担保法第32条第1項）</p> <p>(7)・(8) (省略)</p> <p>(9) <u>滞納者である会社につき企業価値担保権の実行手続開始の決定があった場合</u> 管財人（事業性融資推進法第113条第1項）</p>	<p>7 滞納者に交付すべき金銭は、次に掲げる場合には、それぞれに<u>掲げる者</u>に交付するものとする。</p> <p>(1) 滞納者につき破産手続開始の決定が<u>されている場合</u> 破産管財人（破産法第78条第1項）</p> <p>(2)～(5) (同左)</p> <p>(6) 滞納者である株式会社につき企業担保権の<u>実行手続の開始決定</u>があった場合 管財人（企業担保法第32条第1項）</p> <p>(7)・(8) (同左)</p> <p>(新設)</p>
<p>配当</p> <p>(転質又は転抵当がある場合)</p> <p>10 転質又は転抵当がある場合には、原質又は原抵当によって担保される債権額の範囲内で、その転質又は転抵当により担保される債権額について、まず転質権者又は転抵当権者に配当し、なお配当すべき残余があるときは、次いで原質権者又は原抵当権者に配当する（昭和7.8.29大決参照）。</p> <p>なお、転質権者又は転抵当権者には、転質又は転抵当について保全仮登記をした仮処分の債権者が含まれる（法第133条第3項参照）。</p> <p>(抵当権の譲渡等があった場合)</p> <p>12 抵当権の譲渡等があった場合においては、被担保債権の範囲は、その譲渡等の目的となった抵当権の被担保債権を超えることはできないことに留意する。具体的には、次のように配当する。</p> <p>なお、抵当権の譲渡等を受けた者がその譲渡等を第三者に対抗するためには、その</p>	<p>配当</p> <p>(転質又は転抵当がある場合)</p> <p>10 転質又は転抵当がある場合には、原質又は原抵当によって担保される債権額の範囲内で、その転質又は転抵当により担保される債権額について、まず転質権者又は転抵当権者に配当し、なお配当すべき残余があるときは、次いで原質権者又は原抵当権者に配当する（昭和7.8.29大決参照）。</p> <p>なお、転質権者又は転抵当権者には、転質又は転抵当について保全仮登記をした仮処分の債権者が含まれる（法第133条第3項、<u>令第50条第4項</u>参照）。</p> <p>(抵当権の譲渡等があった場合)</p> <p>12 抵当権の譲渡等があった場合においては、被担保債権の範囲は、その譲渡等の目的となった抵当権の被担保債権を超えることはできないことに留意する。具体的には、次のように配当する。</p> <p>なお、抵当権の譲渡等を受けた者がその譲渡等を第三者に対抗するためには、その</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>旨の付記登記がされていることが必要であるから、付記登記のない場合は、これらの処分はなかつたものとして配当する。</p> <p>また、抵当権の順位の譲渡又は抵当権の順位の放棄についての保全仮登記がされている場合には、保全仮登記がされた抵当権により担保される債権に対して配当を行う(法第133条第3項参照)。</p> <p>[例] (省略)</p> <p style="text-align: center;">第133条関係 換価代金等の交付</p> <p>(供託)</p> <p>12 法第133条第2項第2号の異議を正当と認めないとき又はその他の方法による合意がないことにより換価代金等を交付することができないときは、税務署長は、換価代金等を供託しなければならない(法第133条第3項)。この供託及び供託後の手続については、19に定めるところによる。</p> <p>(供託等)</p> <p>17 法第133条第2項第3号の異議を正当と認めないとき又はその他の方法による合意がないときで、税務署長が異議につき相当の理由がないと認める場合の配当については、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (1)以外の異議に関係を有する者に配当すべき換価代金等は、供託しなければならない(法第133条第3項)。この供託及び供託後の手続については、19に定めるところによる。</p> <p>(供託等の手続)</p>	<p>旨の付記登記がされていることが必要であるから、付記登記のない場合は、これらの処分はなかつたものとして配当する。</p> <p>また、抵当権の順位の譲渡又は抵当権の順位の放棄についての保全仮登記がされている場合には、保全仮登記がされた抵当権により担保される債権に対して配当を行う(法第133条第3項、<u>令第50条第4項</u>参照)。</p> <p>[例] (同左)</p> <p style="text-align: center;">第133条関係 換価代金等の交付</p> <p>(供託)</p> <p>12 法第133条第2項第2号の異議を正当と認めないとき又はその他の方法による合意がないことにより換価代金等を交付することができないときは、税務署長は、換価代金等を供託しなければならない(法第133条第3項、<u>令第50条第1項</u>)。この供託及び供託後の手続については、19に定めるところによる。</p> <p>(供託等)</p> <p>17 法第133条第2項第3号の異議を正当と認めないとき又はその他の方法による合意がないときで、税務署長が異議につき相当の理由がないと認める場合の配当については、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (1)以外の異議に関係を有する者に配当すべき換価代金等は、供託しなければならない(法第133条第3項、<u>令第50条第1項</u>)。この供託及び供託後の手続については、19に定めるところによる。</p> <p>(供託等の手続)</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>19 法第133条第3項に掲げる場合における換価代金等の交付については、次に掲げるところによる。</p> <p>(1) <u>法第133条第2項の規定により換価代金等を交付することができない場合、 換価代金等を配当すべき債権が停止条件付である場合又は換価代金等を配当 すべき債権が仮登記（保全仮登記を含む。）がされた質権、抵当権若しくは先 取特権により担保される債権である場合には、</u>税務署長は、その換価代金等を 供託（第134条関係5、6参照）し、その旨を異議に関係を有する者に通知しな ければならない（<u>法第133条第3項</u>）。この書面の様式は、別に定めるところに よる。</p> <p>なお、滞納者に対しては、異議に関係のないときであっても、上記に準じて 通知するものとする。</p> <p>(2) (1)の場合において、確定判決、異議に関係を有する者の全員の同意その他の 理由により換価代金等の交付を受けるべき者及び金額が明らかになったときは は、これに従って配当しなければならない。この場合において、税務署長は、 その配当を受けるべき者に配当額支払証を交付するとともに、(1)により供託し た供託所に支払委託書を送付しなければならない（<u>法第133条第4項</u>）。この配 当額支払証及び支払委託書は、別に定めるところによる。</p> <p>(3) (2)による配当を受けるべき者に対する供託所の支払は、(2)の支払委託書に基 づいて行われる（<u>法第133条第5項</u>）。</p> <p>(4) <u>(1)の供託がされた場合において、その供託された日（本項の規定による催告 により下記ロの届出をした場合にあつては、最後に当該届出をした日）から法 第133条第6項の届出がされることなく2年を経過したときは、</u>税務署長は、当 該供託に係る債権者に対し、次のいずれかの届出をすべき旨を催告しなければ ならない（<u>同条第7項</u>）。この書面の様式は、別に定めるところによる。</p> <p>イ <u>その供託に係る供託の事由が消滅しているときは</u>法第133条第6項の規定</p>	<p>19 法第133条第3項に掲げる場合における換価代金等の交付については、次に掲げるところによる。</p> <p>(1) 法第133条第2項の規定により換価代金等を交付することができない場合には、 税務署長は、その換価代金等を供託（第134条関係5、6参照）し、その旨を異議 に関係を有する者に通知しなければならない（<u>令第50条第1項</u>）。この書面の様式 は、別に定めるところによる。</p> <p>なお、滞納者に対しては、異議に関係のないときであっても、上記に準じて通知 するものとする。</p> <p>(2) (1)の場合において、確定判決、異議に関係を有する者の全員の同意その他の理由 により換価代金等の交付を受けるべき者及び金額が明らかになったときは、これに 従って配当しなければならない。この場合において、税務署長は、その配当を受け るべき者に配当額支払証を交付するとともに、(1)により供託した供託所に支払委託 書を送付しなければならない（<u>令第50条第2項</u>）。この配当額支払証及び支払委託 書は、別に定めるところによる。</p> <p>(3) (2)による配当を受けるべき者に対する供託所の支払は、(2)の支払委託書に基づい て行われる（<u>令第50条第3項</u>）。</p> <p>(4) <u>換価代金等を配当すべき債権が停止条件付である場合又は仮登記（保全仮登記を 含む。）がされた質権、抵当権若しくは先取特権により担保される債権である場合に おける換価代金等の交付については、(1)から(3)までに定めるところにより準じて行 う（<u>令第50条第4項</u>）。</u></p> <p>(新設)</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>による届出</p> <p>ロ その供託に係る供託の事由が消滅していないときはその旨の届出</p> <p>(注) 1 法第133条第3項の規定による供託がされた場合における当該供託に係る債権者は、その供託の事由が消滅したときは、直ちに、その旨を税務署長に届け出なければならない(同条第6項)。</p> <p>2 供託に係る債権者が法第133条第7項に規定する期間が経過する前に税務署長に対し上記ロの届出をしたときは、催告により上記ロの届出があったものとみなす(同条第10項)。</p> <p>(5) (4)の催告を受けた当該供託に係る債権者が、催告を受けた日から14日以内に(4)イ又はロの届出をしないときは、税務署長は、当該供託に係る債権者を除外して法第133条第4項の規定により供託金について換価代金等の配当を実施する旨の決定をすることができる(同条第8項)。</p> <p>(6) (5)の決定は、当該供託に係る債権者が当該決定の告知を受けた日から7日を経過した日にその効力を生ずる。ただし、当該供託に係る債権者が当該7日の期間が経過するまでに(4)イ又はロの届出をしたときは、この限りでない(法第133条第9項)。</p> <p>(注) 当該決定の効力は、(4)の催告を受けた当該供託に係る債権者が(4)イ又はロの届出をしないときに、当該債権者を除外して配当手続を実施するに留まるものであることから、当該債権者の実体法上の権利には何ら影響を及ぼさない。</p> <p style="text-align: center;">第6節 雑則</p> <p style="text-align: center;">第1款 滞納処分の効力</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第6節 雑則</p> <p style="text-align: center;">第1款 滞納処分の効力</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 140 条関係 仮差押え等がされた財産に対する滞納処分の効力</p> <p>(不動産の所有権についての登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分と滞納処分との関係)</p> <p>13 所有権についての登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分がされた不動産を差し押さえた場合、仮処分債権者が保全すべき登記請求権に係る登記をするときは、滞納処分による差押えは仮処分債権者に対抗することができない(保全法第 58 条第 1 項、第 2 項)。したがって、差押えに基づく換価は、本案の帰すうが定まるまでの間には行わないものとする。</p> <p>(注) 1～5 (省略)</p> <p>6 処分禁止の登記より後順位の登記のうち、仮処分債権者の保全すべき登記請求権の登記に係る権利の取得又は消滅に抵触しないものは、仮処分債権者に対抗することができる。例えば、処分禁止の登記の前にされた国税の担保のための抵当権に基づく担保物処分のための差押え(通則法第 52 条第 1 項)の登記、仮処分の登記前に登記された抵当権の登記名義人を申立人とする競売開始決定に係る差押えの登記(昭和 58. 6. 22 付民三第 3672 号法務省民事局長通達)、仮処分の債務者に対する破産手続開始(破産法第 42 条第 2 項)、再生手続開始(民事再生法第 39 条第 1 項、第 184 条)、株式会社の特別清算開始に伴う保全処分(会社法第 515 条第 1 項、第 2 項)、更生手続開始(会社更生法第 50 条第 1 項、第 208 条)、<u>企業担保権の実行手続開始(企業担保法第 28 条)又は企業価値担保権の実行手続開始(事業性融資推進法第 96 条第 2 項)</u>の各登記がこれに当たる。</p> <p>7 (省略)</p> <p>(不動産の所有権以外の権利の保存、設定又は変更についての登記請求権を保全する</p>	<p style="text-align: center;">第 140 条関係 仮差押え等がされた財産に対する滞納処分の効力</p> <p>(不動産の所有権についての登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分と滞納処分との関係)</p> <p>13 所有権についての登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分がされた不動産を差し押さえた場合、仮処分債権者が保全すべき登記請求権に係る登記をするときは、滞納処分による差押えは仮処分債権者に対抗することができない(保全法第 58 条第 1 項、第 2 項)。したがって、差押えに基づく換価は、本案の帰すうが定まるまでの間には行わないものとする。</p> <p>(注) 1～5 (同左)</p> <p>6 処分禁止の登記より後順位の登記のうち、仮処分債権者の保全すべき登記請求権の登記に係る権利の取得又は消滅に抵触しないものは、仮処分債権者に対抗することができる。例えば、処分禁止の登記の前にされた国税の担保のための抵当権に基づく担保物処分のための差押え(通則法第 52 条第 1 項)の登記、仮処分の登記前に登記された抵当権の登記名義人を申立人とする競売開始決定に係る差押えの登記(昭和 58. 6. 22 付民三第 3672 号法務省民事局長通達)、仮処分の債務者に対する破産手続開始(破産法第 42 条第 2 項)、再生手続開始(民事再生法第 39 条第 1 項、第 184 条)、株式会社の特別清算開始に伴う保全処分(会社法第 515 条第 1 項、第 2 項)、更生手続開始(会社更生法第 50 条第 1 項、第 208 条)<u>又は企業担保権の実行手続の開始(企業担保法第 28 条)</u>の各登記がこれに当たる。</p> <p>7 (同左)</p> <p>(不動産の所有権以外の権利の保存、設定又は変更についての登記請求権を保全する</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>ための処分禁止の仮処分と滞納処分との関係)</p> <p>15 所有権以外の権利の保存、設定又は変更についての登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分がされた不動産を差し押さえた場合には、仮処分債権者が保全すべき登記請求権に係る登記をするときにおいても、滞納処分による差押えは効力を失わない(保全法第 58 条第 1 項)。この場合において、当該仮処分が担保権の保存、設定又は変更についての登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分であるときは換価を行うことができるが、当該仮処分が不動産の使用又は収益をする権利の保存、設定又は変更についての登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分であるときは、本案の帰すうが定まるまでの間は換価を行わないものとする(法第 133 条第 3 項参照)。</p> <p>(注) 1～4 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 滞納処分に関する猶予及び停止等</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 保全担保及び保全差押え</p> <p style="text-align: center;">第 159 条関係 保全差押え</p> <p>保全差押え (要件)</p> <p>1 保全差押金額を限度として直ちに差し押さえることができる場合は、次に掲げる要件の<u>全て</u>に該当する場合である(法第 159 条第 1 項)。</p> <p>(1) 納税義務があると認められる者が、不正に国税を免れ、又は国税の還付を受けたことの嫌疑に基づき、通則法第 11 章《犯則事件の調査及び処分》の規定による差押え、記録命令付差押え若しくは領置又は刑事訴訟法の規定による押収、<u>電磁</u></p>	<p>ための処分禁止の仮処分と滞納処分との関係)</p> <p>15 所有権以外の権利の保存、設定又は変更についての登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分がされた不動産を差し押さえた場合には、仮処分債権者が保全すべき登記請求権に係る登記をするときにおいても、滞納処分による差押えは効力を失わない(保全法第 58 条第 1 項)。この場合において、当該仮処分が担保権の保存、設定又は変更についての登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分であるときは換価を行うことができるが、当該仮処分が不動産の使用又は収益をする権利の保存、設定又は変更についての登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分であるときは、本案の帰すうが定まるまでの間は換価を行わないものとする(法第 133 条第 3 項、<u>令第 50 条第 4 項</u>参照)。</p> <p>(注) 1～4 (同左)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 滞納処分に関する猶予及び停止等</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 保全担保及び保全差押え</p> <p style="text-align: center;">第 159 条関係 保全差押え</p> <p>保全差押え (要件)</p> <p>1 保全差押金額を限度として直ちに差し押さえることができる場合は、次に掲げる要件の<u>すべて</u>に該当する場合である(法第 159 条第 1 項)。</p> <p>(1) 納税義務があると認められる者が、不正に国税を免れ、又は国税の還付を受けたことの嫌疑に基づき、通則法第 11 章《犯則事件の調査及び処分》の規定による差押え、記録命令付差押え若しくは領置又は刑事訴訟法の規定による押収、<u>領置</u></p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>的記録提供命令（同法第102条の2第1項第1号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）</u>若しくは逮捕を受けたこと。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(領置)</p> <p>4 法第159条第1項の「領置」とは、通則法第131条第1項《質問、検査又は領置等》の規定による領置をいう。</p> <p>(押収)</p> <p>5 法第159条第1項の「押収」とは、刑事訴訟法第99条《差押え、提出命令》、第100条《郵便物の押収》及び第101条《領置》の規定による差押え、提出命令及び領置をいうものとし、<u>同法第102条の2《電磁的記録提供命令》の規定による電磁的記録提供命令（同条第1項第1号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を含む。</u></p>	<p>若しくは逮捕を受けたこと。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(領置)</p> <p>4 法第159条第1項の「領置」とは、通則法第131条第1項《質問、検査又は領置等》又は<u>刑事訴訟法第101条《領置》</u>の規定による領置をいう。</p> <p>(押収)</p> <p>5 法第159条第1項の「押収」とは、刑事訴訟法第99条《差押え、提出命令》、<u>第99条の2《記録命令付差押え》</u>及び第100条《郵便物の押収》の規定による差押え、<u>記録命令付差押え及び提出命令をいうものとする。</u></p>